

品確法と建設業法・入契法等 の一体的改正について

1月は「建設業取引適正化推進月間」です。

～建設業取引の適正化をより一層推進するため、国土交通省及び都道府県が連携し、法令遵守に関する活動を行います。～

関東地方整備局

建設産業第一課



品確法と建設業法・入契法等の一体的改正について



インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法」を中心に、密接に関連する「入契法」、「建設業法」も一体として改正。

品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）の改正

＜目的＞ 公共工事の品質確保の促進

→そのための基本理念や発注者・受注者の責務を明確化し、品質確保の促進策を規定

■ 基本理念の追加：将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保、ダンピング防止 等



基本理念を実現するため

■ 発注者の責務（基本理念に配慮して発注関係事務を実施）を明確化

（例）予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準等の適切な設定、計画的な発注、円滑な設計変更

■ 事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ、それにより行き過ぎた価格競争を是正



品確法の基本理念を実現するため必要となる基本的・具体的措置を規定

＜建設業法等の一部を改正する法律＞

建設業法の改正

入契法（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）の改正

＜目的＞ 公共工事の入札契約の適正化

→公共工事の発注者・受注者が、入札契約適正化のために講ずべき基本的・具体的な措置を規定

■ ダンピング対策の強化

・ダンピング防止を入札契約の適正化の柱として追加
・入札の際の入札金額の内訳の提出、発注者による確認

■ 契約の適正な履行（＝公共工事の適正な施工）を確保

・施工体制台帳の作成・提出義務を拡大

建設業法の改正

＜目的＞ 建設工事の適正な施工確保と建設業の健全な発達

→建設業の許可や欠格要件、建設業者としての責務等を規定

■ 建設工事の担い手の育成・確保

・建設業者、建設業者団体、国土交通大臣による担い手の育成・確保の責務
・入札の際の入札金額の内訳の提出、発注者による確認

■ 適正な施工体制確保の徹底

・業種区分を見直し、解体工事業を新設
・建設業の許可等について暴力団排除条項を整備

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

<背景>

- ダンピング受注、行き過ぎた価格競争 ○現場の担い手不足、若年入職者減少
- 発注者のマンパワー不足 ○地域の維持管理体制への懸念 ○受発注者の負担増大

<目的>インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保

☆ 改正のポイントI：目的と基本理念の追加

- 目的に、以下を追加
 - ・現在及び将来の公共工事の品質確保
 - ・公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保の促進
- 基本理念として、以下を追加
 - ・施工技術の維持向上とそれをする者の中長期的な育成・確保
 - ・適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理の実施
 - ・災害対応を含む地域維持の担い手確保へ配慮
 - ・下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労働環境改善
 - ・技術者能力の資格による評価等による調査設計(点検・診断を含む)の品質確保
 - 等

☆ 改正のポイントII：発注者責務の明確化

各発注者が基本理念にのっとり発注を実施

- 担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格の適正な設定
- 不調、不落の場合等における見積り微収
- 低入札価格調査基準や最低制限価格の設定
- 計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更 ○発注者間の連携の推進 等
- ☆ 改正のポイントIII：多様な入札契約制度の導入・活用
- 技術提案交渉方式 →民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約
- 段階的選抜方式（新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う）→受発注者の事務負担軽減
- 地域社会資本の維持管理に資する方式（複数年契約、一括発注、共同受注）→地元に明るい中小業者等による安定受注
- 若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有、災害時の体制等を審査・評価

法改正の理念を現場で実現するために、

- 国と地方公共団体が相互に緊密な連携を図りながら協力
- 国が地方公共団体、事業者等の意見を聴いて発注者共通の運用指針を策定

▶H26.4.4
参議院本会議可決(全会一致)
▶H26.5.29
衆議院本会議可決(全会一致)
▶H26.6.4
公布・施行

改正品確法における元請・下請に関する規定

公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)(平成17年法律第18号)の一部改正

全会一致で可決・成立
H26.6.4 公布・施行

【元請下請に関する規定】

○基本理念に追加(第2条第10項)

公共工事の品質確保において、受注者のみならず、下請負人及びその技術者、技能労働者等が重要な役割を果たすことに鑑み、

- ・公共工事における下請契約を含む請負契約を対等な立場での合意に基づき締結(適正な額の請負代金、速やかな支払等)

○受注者の責務に追加(第8条第1項、第2項)

- ・公共工事の受注者は、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努める。
- ・公共工事の受注者は、①技術的能力の向上、②技術者・技能労働者等の育成・確保、③賃金、安全衛生等の労働環境改善に努める。

【その他の関係規定】

○発注者の責務を明確化(第7条)

- ・予定価格の適正な設定(第1項第1号)
(最新の実勢価格を反映した積算、歩切りは厳に行わない)
- ・ダンピング対策の実施(第1項第3号)等
(低入札価格制度又は最低制限価格制度の導入)

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(基本方針)(抄)の一部変更

H26.9.30閣議決定。国、地方公共団体は、基本方針に従い、必要な措置を講じる努力義務がある。

第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

また、公共工事の品質確保に当たっては、受注者のみならず下請業者として工事を施工する専門工事業者やこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことから、これらの者の能力が活用されるとともに、賃金その他の労働条件、安全衛生その他労働環境が改善されるよう配慮されなければならない。さらに、発注者と受注者間の請負契約のみならず下請業者に係る請負契約についても対等な立場で公正に適正な額の請負代金で締結され、その代金ができる限り速やかに支払われる等により誠実に履行されるなど元請業者と下請業者の関係の適正化が図られるよう配慮されなければならない。

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

2 受注者の責務に関する事項

法第8条において、公共工事の受注者は、基本理念の通り、公共工事の適正な実施、適正な額の請負代金での下請契約の締結、公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、技術者、技能労働者等の育成及び確保これらに係る賃金その他の条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めることとされている。国は、受注者におけるこれらの取組が適切に行われるよう、元請業者と下請業者の契約適正化のための指導、技能労働者の適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入の徹底等の要請等必要な措置を講ずるものとする。

●建設業法等の一部を改正する法律(平成26年6月4日公布)

建設業法・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(建設業サステナブル法)
・浄化槽法・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設サステナブル法)

背景

- 近年の建設投資の大幅な減少による受注競争の激化により、
ダンピング受注や下請企業へのしわ寄せが発生。
- 維持更新時代の到来に伴い解体工事等の施工実態に変化が発生。
→維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保が急務

概要

ダンピング対策の強化と建設工事の担い手の確保

- ①ダンピング防止を公共工事の入札契約適正化の柱として追加【入契法】
- ②公共工事の入札の際の入札金額の内訳の提出を義務付け、発注者はそれを適切に確認【入契法】
- ③建設業者及びその団体による担い手確保・育成並びに国土交通大臣による支援の責務を明記【建設業法】

維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保

- ④建設業の許可に係る業種区分を約40年ぶりに見直し、解体工事業を新設【建設業法】
- ⑤公共工事における施工体制台帳の作成・提出義務を小規模工事にも拡大(下請金額による下限を撤廃)【入契法】
- ⑥建設業許可に係る暴力団排除条項を整備※するとともに、受注者が暴力団員等と判明した場合に公共発注者から許可行政庁への通報を義務付け【建設業法】
※許可が不要な浄化槽工事業・解体工事業の登録についても暴力団排除条項を整備【浄化槽法】【建設リサイクル法】
- ⑦その他、許可申請書の閲覧制度について個人情報を含む書類を除外する等、必要な改正を措置

→離職者の増加、若年入職者の減少等による将来の工事の担い手不足等
が懸念

- 維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保が急務
- 建設工事の適正な施工とその担い手の確保が複雑の課題

- 見積能力のない業者が最低制限価格で入れるような事態を排除
- 談合の防止
- 手抜き工事や下請へのしわ寄せを防止
- 業界による自主的な取組を促進することにより、建設工事の担い手の確保・育成を推進

- 解体工事について、事故を防ぎ、工事の質を確保するため、必要な実務経験や資格のある技術者を配置
- 維持修繕等の小規模工事も含め、施工体制の把握を徹底することにより、手抜き工事や不当な中間榨取を防止

- 建設業・公共工事からの暴力団排除を徹底

(※) 公共工事の品質確保の促進に関する法律

品確法(※)改正等の入札契約制度の改革と一緒にって、現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工とその担い手の確保を実現

経緯
▶ 4/4 参議院本会議可決(全会一致)
▶ 5/29 衆議院本会議可決(全会一致)
▶ 6/4 公布

施行日
▶ 公布の日(H26.6.4)に施行 (③)
▶ 公布の日から1年内に施行 (①②⑤⑥⑦)
▶ 公布の日から2年内に施行 (④)

入札金額の内訳書の提出について



国土交通省

これまで、公共工事の入札の際、入札金額の内訳を提出することは法律上義務とはされていなかった。
（＝総額での入札が原則。）

入札金額の内訳提出の効果

○入札金額の内訳書のイメージ
(地方公共団体発注の少額工事における簡易な様式の例)

- 見積能力の無い**不良・不適格業者**の参入排除
- 積算もせずに**ダンピング受注**を行おうとする業者の排除
- **談合**等の不正行為の排除

入札金額の内訳提出の現状

- 平成24年9月現在、**約4分の3**の発注者は何らかの内訳の提出を求めている。

- ※ 国：14/19、特殊法人等：123/126、都道府県：47/47、
指定都市：20/20、市区町村：1249/1721
- ※ 大規模な工事等、一部の工事にのみ求めている場合も多い。
出典：「入札契約適正化法等に基づく実施状況調査」国土交通省・総務省・財務省

改正法における措置（公布から1年内に施行）

- 見積能力のない業者が積算もせず最低制限価格で入札するなどの事態を排除するため、入札の際に、建設業者が入札金額の内訳を提出することを、法律上求める。

公共工事における施工体制台帳の作成・提出について



これまで、施工体制を把握するための施工体制台帳は、小規模工事については作成が義務付けられていなかった。

公共工事における施工体制台帳制度について（改正前）

①作成した施工体制台帳の写しの**発注者への提出**を義務付け
(民間工事は、請求があれば発注者へ閲覧。)

②施工体制台帳の作成義務は、**下請金額が一定以上の工事のみ**

【現行】特定建設業者が元請となる下請契約額が合計3,000万円以上
以上の工事（建築一式工事の場合は4,500万円以上）

小規模な維持・修繕工事の増加

○公共工事に占める維持・修繕工事の割合（金額ベース）

H14年度：**18%**→H23年度：**28%**

出典：「建設工事施工統計調査」国土交通省

○公共工事一件当たりの請負代金額（H20～H24平均）

新設等：7,110万円 維持・補修：**2,850万円**

出典：「建設工事受注動態統計調査」国土交通省

改正法における措置（公布から1年内に施行）

○近年増加している維持修繕等の小規模工事も含めて施工体制の把握を徹底することで、手抜き工事や一括下請負等（不当な中間搾取）を防止するため、公共工事の受注者が下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、発注者に提出することを求める。
(=上記①については変更なし。②について下請金額による下限を撤廃。)

○施工体制台帳の主な記載事項

■元請企業に関する以下の事項

- ・許可を受けて営む建設業の種類
- ・社会保険の加入状況
- ・建設工事の名称、内容、工期
- ・監理技術者の氏名及び資格等

■下請企業に関する以下の事項

- ・商号又は名称及び住所
- ・許可を受けた建設業の種類
- ・社会保険の加入状況
- ・建設工事の名称、内容、工期
- ・主任技術者の氏名及び資格等

<添付書類>

・公共工事の場合、契約金額を含む下請契約の契約書の写し等

建設業からの暴力団排除の徹底について



これまで、許可や許可の更新の段階においては、役員に暴力団員がいる場合等には許可をしないなどの対応をとっているところ。

現行法における課題

- 許可の欠格要件や取消事由に明確には位置づけられていない。
→許可後に暴力団員が役員に入った場合などには、取消ができない。
- 元暴力団員が排除の対象となっていない。
→偽装離脱した暴力団員を排除できない。
- 欠格要件等の対象となる「役員」が取締役等に限られている。
→相談役や顧問に暴力団員がいても不許可や取消ができない。

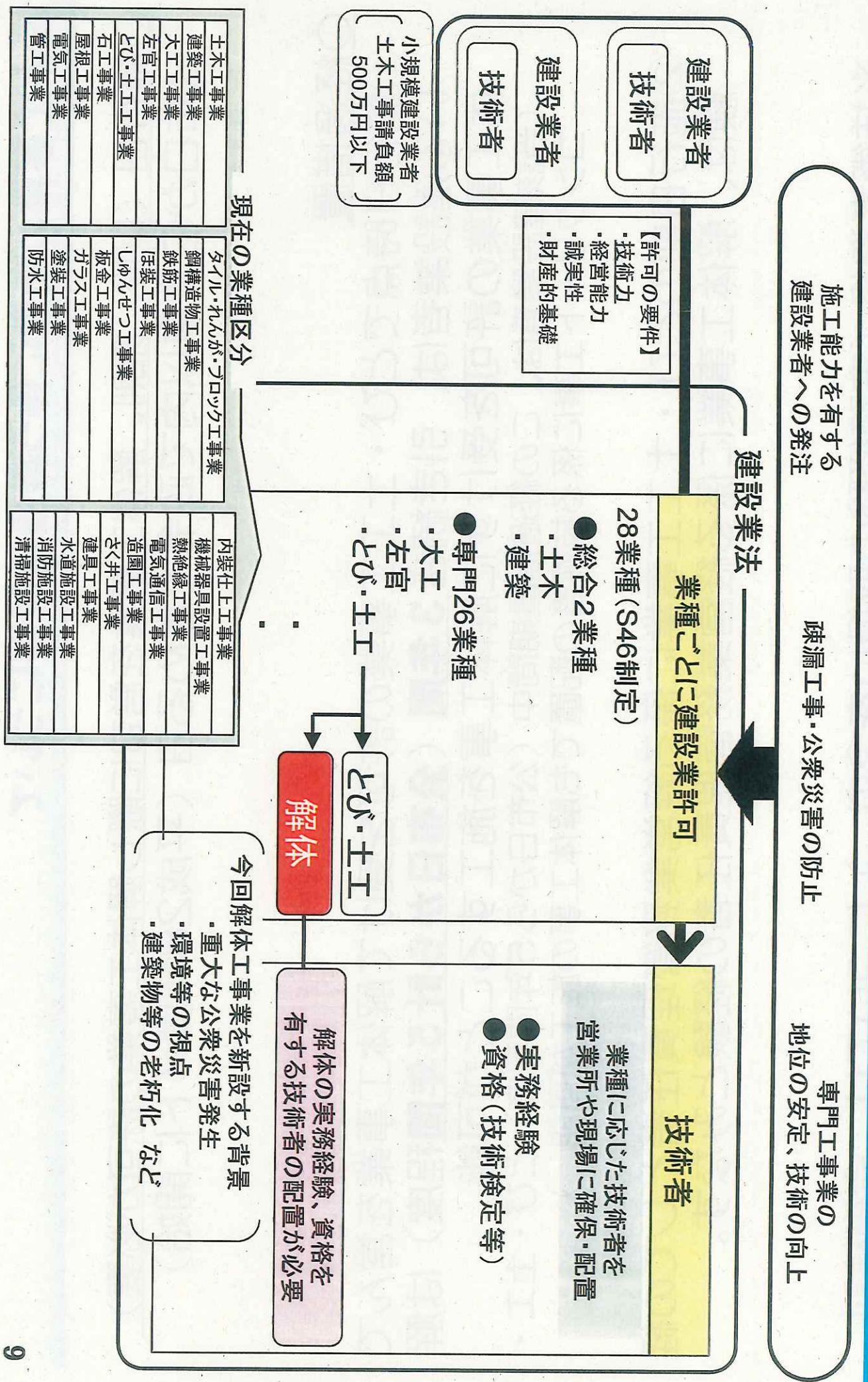
改正法における措置（公布から1年内に施行）

- 建設業許可、浄化槽工事業登録及び解体工事業登録の欠格要件及び取消事由に、以下を追加。
 - ①暴力団員（役員等がこれに該当する場合を含む。）
 - ②暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（役員等がこれに該当する場合を含む。）
 - ③暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 建設業許可、浄化槽工事業登録及び解体工事業登録の欠格要件や許可申請書の記載事項等の対象となる「役員」の範囲を拡大し、取締役や執行役に加え、相談役や顧問など法人に対し取締役等と同等以上の支配力を有する者も含める。
- 公共工事の受注者が暴力団員等と判明した場合、登注者から、当該受注者が建設業の許可を受けた行政庁への通報を義務付ける。

【参考】「世界一安全な日本」創造戦略 (平成25年12月10日閣議決定)

Ⅲ 4(1)暴力団対策等の推進・強化
④各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底
暴力団が介入し、賃金獲得を図っている業の
許認可要件に暴力団排除条項を導入するほか、
東日本大震災からの復旧・復興事業、2020年オ
リンピック・パラリンピック東京大会開催に向
けた施設整備事業等を含めた、国及び地方公共
団体のあらゆる公共事業等の入札・契約から、
暴力団の排除を徹底する。

業種区分の新設について



解体工事業の新設に伴う経過措置等について

○施行日（以後、原則、解体工事業を営むに際し解体工事業の許可が必要）
公布日から**2年**以内で政令で定める日（平成28年度メドに開始）

○経過措置

①施行日時点でとび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、引き続き**3年間**（**公布日から計5年間程度**）は解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能。
(当該建設業者は、この経過措置期間中（公布日から5年間程度）とび・土工・コンクリート工事に係る技術者の配置でも解体工事の施工が可能。)

②施行日前のとび・土工工事業に係る経営業務管理責任者としての経験は、解体工事業に係る経営業務管理責任者の経験とみなす。

※技術者資格（実務経験の取扱いを含む。）については、今後検討。

社会保険等への加入徹底の加速について

『国土交通省直轄工事における
社会保険等未加入対策について』

関東地方整備局
建設産業第一課

社会保険への加入徹底の加速化について(基本問題小委員会における提言)(H26. 1. 28)

1. これまでの中央建設業審議会・社会资本整備審議会基本問題小委員会における提言

- ①行政・元請企業による加入指導、法定福利費確保に向けた取組等の総合的な対策を推進すべき
- ②平成29年度を目途に、事業者単位では許可業者の100%、労働者単位では少なくとも製造業相当の加入を目指すべき

2. 総合的対策の推進

国土交通省においては、平成29年度を目途に目標を達成するため、これまでに以下のような総合的対策を推進

- ①行政・元請企業・下請企業等の関係者が一体となった推進体制(社会保険未加入対策推進協議会)の整備
- ②建設業法施行規則等関係法令の改正(平成24年5月公布)
 - ・建設業の許可申請書類、施工体制台帳の記載事項等への記載事項追加、経営事項審査における社会保険未加入業者への減点措置の厳格化
- ③社会保険加入状況の把握、確認・指導等
 - ・公共工事労務費調査を活用した加入状況の把握・公表
 - ・建設業担当部局における建設業許可・更新、経営事項審査、立入検査時の加入状況の確認・指導、保険担当部局への通報
- ④建設企業における取組の推進
 - ・「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の策定(これを踏まえ、元請企業が下請企業の保険加入状況を把握、加入指導)
 - ・社会保険加入促進のためのポスター・リーフレットの作成・配布等による周知・啓発
- ⑤法定福利費の確保
 - ・公共工事設計労務単価の改訂等により必要な法定福利費(事業主負担分・本人負担分)の額を公共工事の予定価格に反映
 - ・各専門工事業団体による法定福利費が内訳明示された標準見積書の作成、活用(平成25年9月から一斉に活用開始)

3. 今後取り組むべき対策の方向

現状

- ①社会保険等への加入状況:企業別87%、労働者別58%(平成24年度公共工事労務費調査、3保険への加入率)
- ②東日本大震災からの復旧・復興等による建設投資の回復
- ③国民負担による必要な法定福利費額の公共工事の予定価格への反映

今後の対策の方向性

これまで講じてきた総合的対策の推進に加え、

- 公共工事の施工に關し、社会保険未加入業者に対する厳正かつ適切な指導監督を強化するとともに
- 公共工事において元請業者・一次下請業者から社会保険未加入業者を排除(H26. 8. 1 以降)

今こそ更に取組を加速化する必要性

国土交通省直轄工事における社会保険等未加入対策



国土交通省

中建審提言後の経緯

○平成26年1月30日

第2回建設産業活性化会議において高木副大臣よりご指示
「国土交通省発注工事の元請・一次下請につきましては、平成26年度中に社会保険加入企業に限らせて頂く方
向で、具体的な対策を検討するよう、本日、事務方に指示致しました。」



○平成26年2月27日～3月19日

対策案の概要・スケジュール等に関する建設業界・自治体向けの説明会を開催



○平成26年3月28日

第4回建設産業活性化会議において高木副大臣よりご発言

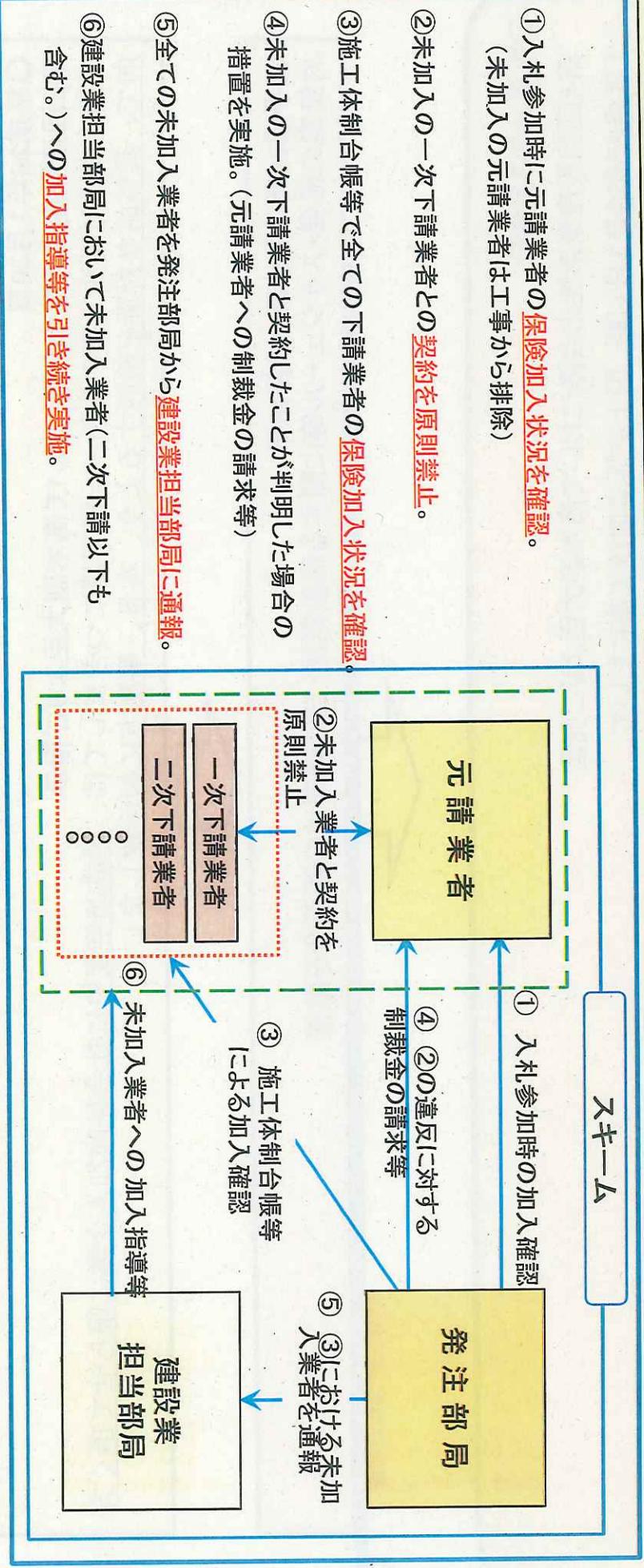
「平成26年8月1日以降、国土交通省直轄工事において、

- ・元請業者及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における一次下請業者につき、社会保険等加入業者に限定する。
- ・二次以下の下請業者が社会保険等未加入の場合は、建設業担当部局が加入指導等を引き続き実施する。
- 平成27年度以降は、競争参加有資格者名簿に登録できる企業を社会保険等加入業者に限定する方向で検討。
- 地方公共団体等の発注者に対しても、国土交通省の上記スキームを情報提供し、同様の取組みの実施の検討を促すヒモに、積極的に社会保険等未加入対策に取り組むよう促す。」

国土交通省直轄工事における社会保険等未加入対策



- 平成26年8月1日以降に入札手続を開始する国土交通省直轄工事において、
 - ・社会保険等未加入建設業者に対する指導監督を強化する。
 - ・元請業者及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における一次下請業者につき、社会保険等加入業者に限定する。
(※)建築一式工事の場合 4500万円



- 14

国土交通省直轄工事における社会保険等未加入対策



国土交通省

問1 社会保険等とは何か。

→健康保険、厚生年金保険及び雇用保険を指す。

問2 どのような場合でも、元請と未加入の一次下請業者との契約が禁止されるのか。

→当該未加入業者と一次下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる等の特別の事情が存在すると発注者が認めた場合は、発注者が指定する期間内(概ね30日間)に当該未加入業者が社会保険に加入することを条件として、例外的に認められる。

問2-2 「特別の事情」が認められるのは、具体的にどのような場合か。

→特殊な技術、機器又は設備等(以下「特殊技術等」という。)を必要とする工事で、特殊技術等を有する者と下請契約を締結しなければ契約の目的を達する事ができないことや、その下請業者でなければ目的を達する事が困難となることが明らかな場合である。

一方、以下の場合は、「特別の事情」に該当しないと考えられる。

- ・長年の元下関係があり他の業者では施工のマネジメントが出来ない場合
- ・発注者との契約締結前に予め下請契約を締結していた場合
- ・他の下請業者を探す時間的余裕がなかった場合
- ・過去に同一箇所の工事を行った際に、下請として施工していた場合

問3 元請業者にはどのようなペナルティーが課せられるのか。

→・制裁金の請求(元請と未加入の一次下請業者との最終契約額の10%)

(例)受賄注者間の請負額…1億円

受注者と一次下請業者(社会保険等未加入)との請負額…4千万円

→4千万円の10%である4百万円が制裁金の額となる。

・指名停止(「重大な契約違反」であり、2週間～4ヶ月)

・工事成績評点の減点(指名停止に伴うもの)

(※ただし、問2の「特別の事情」が存在する場合には、当該未加入業者が一定期間内(概ね30日間)に社会保険等に加入しない場合に限る。)



問4 二次下請以下の未加入業者は、どのように取り扱われるのか。

→建設業担当部局に未加入の事実が通報され、個別に加入指導が行われることとなる。
なお、発注者の契約の相手方ではないことから、制裁金の請求・指名停止は行われない。

問5 社会保険等の適用除外となる建設業者まで排除されてしまうのか。

→個人事業主・一人親方等の社会保険等の適用除外となる建設業者は、そもそも社会保険等の加入義務がないことから、
排除されない(※詳細な要件は年金事務所等にお問い合わせください。)。

問6 建設業者としての社会保険等の加入状況を確認するのか、それとも個々の労働者の加入状況を確認するのか。

→今回の取組は、健康保険法・厚生年金保険法・雇用保険法に基づき、加入義務のある建設業者が各保険に加入していることを確認するものである。
なお、個々の労働者でも各保険に加入義務がある場合には、適切に加入させる必要があることに十分留意すること。

建設業における労働保険、社会保険の加入義務等



		労働保険		社会保険	
事業所の形態	常用労働者の就労形態	雇用保険	労災保険	医療保険	年金保険
法人	1人~	常用労働者	雇用保険 元請一括加入	協会けんぽ、 健康保険組合等※1	厚生年金
	一	日雇労働者	日雇雇用保険 元請一括加入	国民健康保険又は協会けんぽ(日雇 特別被保険者)※1 (国保は事業主負担なし)	国民年金
	一	役員等	一 特別加入	協会けんぽ、 健康保険組合等※1	厚生年金
個人事業主	5人~	常用労働者	雇用保険 元請一括加入	協会けんぽ、 健康保険組合等※1	厚生年金
	1人~4人	常用労働者	雇用保険 元請一括加入	国民健康保険(組合)	国民年金
	一	日雇労働者	日雇雇用保険 元請一括加入	国民健康保険又は協会けんぽ(日雇 特別被保険者)※1 (国保は事業主負担なし)	国民年金
事業主、一人親方		一 特別加入	国民健康保険(組合)		国民年金

※1 健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険(組合)に加入する場合がある。
(一部の国民健康保険組合については、事業主負担があるが、義務づけない。)

□:事業主負担がある部分(元請一括加入を含む)

■:事業主負担がない部分

建設業法に基づく適正な施工体制

関東地方整備局
建設産業第一課

工事現場に配置する技術者

建設工事の適正な施工を確保するためには、実際に施工を行っている工事現場に、一定の資格・経験を有する技術者を配置し、施工状況の管理・監督をすることが必要です。（建設業法第26条）

主任技術者

建設業者は、請け負った建設工事を施工する場合には、請負代金の額の大小、元請・下請にかかわらず、必ず工事現場に施工上の管理をつかさどる主任技術者を置かなければなりません。※500万円未満の工事であっても、建設業者（許可業者）であれば、主任技術者の配置が必要です。

①1級・2級の国家資格者 ②実務経験者

現場技術者の配置例

監理技術者

発注者から直接工事を請け負い（元請）、かつ、3,000万円（建築一式の場合は4,500万円）以上を下請契約を締結して施工する場合は、主任技術者に代えて、監理技術者を置かなければなりません。

1級の国家資格者 等

発注者

元請

A社+B社+C社 \geq 3,000万円（建築一式4,500万円）
<3,000万円（建築一式4,500万円）主任技術者

一次下請

A社（許可あり）

主任技術者

B社（許可あり）

主任技術者

C社（許可あり）

主任技術者

二次下請

D社（許可あり）

主任技術者

E社（許可なし）

必要なし

主任技術者監理技術者への変更

当初は主任技術者を配置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額が3,000万円(建築一式工事の場合は4,500万円)以上となつた場合には、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者を配置しなければなりません。

(監理技術者制度運用マニュアル ニー二(3))

雇用関係

主任技術者又は監理技術者については、工事を請け負った企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要とされています。したがって、以下ののような技術者の配置は認められません。

- ①直接的な雇用関係を有していない場合(在籍出向者や派遣社員など)
- ②恒常的な雇用関係を有していない場合(一つの工事の期間のみの短期雇用)

(監理技術者制度運用マニュアル ニー四)

特に国、地方公共団体等が発注する建設工事において、**発注者**から**直接請け負う建設業者**の**主任の監理技術者等**については、所属建設業者から入札の申込のあった日(指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあっては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日)以前に当該建設業者と**3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要**です。
恒常的な雇用関係については、監理技術者資格者証の交付年月日等により確認できることが必要です。

(監理技術者制度運用マニュアルニ-四(3))

【当初の請負契約】

請負金額 5,000万円
下請金額 2,700万円

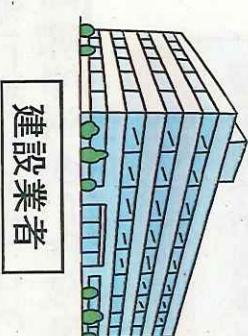
主任技術者

変更

【変更後の請負契約】

請負金額 6,000万円
下請金額 3,400万円

監理技術者



直接的かつ
恒常的な雇用関係

主任技術者

監理技術者



技術者の資格一覧表

許可を受けている業種	指定建設業（7業種）		その他（左記以外の21業種）	
	土木一式、建築一式、管、鋼構造物、ほ 装、電気、造園	大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋 根、タイル、れんが・ブロック、鉄筋、しめんせ つ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械 器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、道具、水 道施設、消防施設、清掃施設	特定建設業	一般建設業
許可の種類	特定建設業	一般建設業	特定建設業	一般建設業
元請工事における下請金額合計	3,000万円 ^{*1} 以上	3,000万円 ^{*1} 未満	3,000万円 ^{*1} 以上は契約できない	3,000万円 ^{*1} 以上は契約できない
工事現場の技術者制度	監理技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者
工事現場に置くべき技術者	一級国家資格者 国土交通大臣 特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者
技術者の現場専任	監理技術者証 資格者証の必要性	必要な建設工事 ^{*2} であって、請負金額が2,500万円 ^{*3} 以上となる工事	必要なし	必要

土木工事業や建築工事業の業者が、土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合（元請）、これらの一式工事の中に他の専門工事も含まれている場合には、それぞれの専門工事について主任技術者の資格を持っている者（専門技術者）を工事現場に置かなければなりません。
(建設業法第26条の2第1項)

このため、土木一式工事又は建築一式工事を受注してその中に併せて専門工事も施工する建設業者は、

一式工事の主任技術者又は監理技術者とは別に、同じ会社の中で、他にその専門工事について主任技術者の資格を持っている者を専門技術者として配置する

その専門工事について建設業の許可を受けている専門工事業者に下請けする

のいすれかを選ばなければなりません。

また、建設業者は、許可を受けた建設業の建設工事に附帯する他の建設工事（いわゆる附帯工事）をすることができますが、その場合も、当該附帯工事に關する専門技術者を置かなければなりません。自ら施工しない場合には、当該附帯工事（軽微な建設工事は除く。）に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該工事を施工させなければなりません。（建設業法施行令第27条第1項）

- *1：建築一式工事の場合4,500万円
- *2：①国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事、②鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道、電気事業用施設、ガス事業用施設に関する建設工事、③石油パイプライン事業用施設、電気通信事業の用に供する施設、放送の用に供する施設、学校、図書館、美術館、集会場又は公会堂、市場又は百貨店、事務所、ホテル又は旅館、共同住宅、雪宿舎又は下宿、公衆浴場、興行場又はダンスホール、神社、寺院又は教会、工場、トック又は倉庫、展望塔のいすれかに該当する建設工事
- *3：建築一式工事の場合5,000万円

専門技術者の配置とは

専任の監理・主任技術者が必要な工事

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、工事一件の請負金額が**2,500万円(建築一式工事の場合は5,000万円)以上**のものについては、工事の安全かつ適正な施工を確保するために、工事現場ごとに専任の技術者を置かなければなりません。なお、工事現場ごとに置く専任の技術者の配置は、下請工事であっても必要です。

(建設業法第26条第3項)

- ◆公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事◆
請負金の額が**2,500万円(建築一式工事は5,000万円)以上**の個人住宅を除くほとんどの工事※いわゆる民間工事も含まれます。

※「工事現場ごとに専任」とは、専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいいます。したがって、「営業所の専任技術者」との兼任は、原則、できません。

工事現場ごとに置く専任の技術者

- ◆経営業務の管理責任者との兼任不可
- ◆営業所の専任技術者との兼任不可
- ◆他の工事現場との兼任不可

【注意】

「営業所の専任技術者」は、現場の主任技術者又は監理技

術者になることができないことに注意!!

「営業所の専任技術者」は、請負契約の締結にあたり技術的なサポート(工法の検討、注文者への技術的な説明、見積等)を行うことが職務ですから、所属営業所に常勤していることが原則です。
例外的に、技術者の専任性が求められない工事であって、①当該営業所で契約締結した建設工事で、②当該営業所が職務を適正に遂行できる程度近接した工事現場で、③当該営業所と常時連絡が取れる状態である場合には、兼務することができます(全ての要件を満たすことが必要)。

専任で設置すべき期間とは

元請については、基本的には契約工期が専任の技術者を設置すべき期間とされていますが、工事が行われていないことが明確な期間、或いは、工場製作のみを行っている期間は必ずしも専任の技術者の設置を要しません。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により、専任を要さない期間が明確にされていることが必要です。

下請については、当該下請工事(再下請した工事があるときは、当該工事を含む。)の施工期間に技術者を専任で配置しなければなりません。

(監理技術者制度運用マニュアル 三(2))

「発注者から直接建設工事を請け負った場合」の専任の技術者の設置が必要な期間

契約工期(当初)

専任の必要な期間

▲ 専任の必要な期間

【専任を要しない期間】

工事現場への立入調査や施工計画の立案等工事に未着手である場合

専任の必要な期間

▲ 専任の必要な期間

【専任を要しない期間】

工事を全面的に一時中止している期間

専任の必要な期間

▲ 専任の必要な期間

【専任を要しない期間】

工事が完成後、検査が終了し、事務手続きのみが残っている期間

○橋梁工事等に含まれる工場製作過程等の例

工場製作のみ

架設工事

専任の必要な期間

▲ 専任の必要な期間

【専任を要しない期間】

工事現場への立入調査や施工計画の立案等工事に未着手である場合

「下請の場合」の専任の主任技術者の設置が必要な期間

全体の工期(元請の工期)

下請の工期

専任の必要な期間

【注意】例えば、建設工事が三次下請業者まで下請されている場合で、三次下請業者が作業を行っている場合は、一次及び二次下請業者は、自らが直接施工する工事ががない場合であっても主任技術者は現場に専任していかなければなりません。

1. 専任の主任技術者の取扱い(要件緩和)

(建設業法施行令 第27条第2項)

前項に規定する建設工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

従前の取扱い (H25.2.5より実施)

以下に該当する場合、同一の専任の主任技術者が原則2件程度の工事を管理することができます。

密接な関係のある工事

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連續性が認められる工事

又は

施工にあたり相互に調整を要する工事

かつ

工事現場の相互の間隔が5km程度

H26.2より全国で適用

要件の緩和 (*東日本大震災の被災地ではH25.9より適用)

近接した場所

工事現場の相互の間隔が10km程度の場合も適用

密接な関係のある工事

「施工にあたり相互に調整を要する工事」の適用範囲の弾力化 [=例示の追加(建築工事でも適用)]

(例)・2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整をするもの
・相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整をするもの



同一の専任の主任技術者

構造部材(木材)
を一括で調達

B地区
共同住宅建築工事

適用にあたっては、従来通り、安全や品質の確保等、各工事の適正な施工について、発注者が適切に判断することが必要

2. 現場代理人の常駐義務の緩和



現場代理人：工事現場の運営、取締りや工事現場において請負人の任務の代行をする者

○現場代理人は、原則として工事現場に常駐が必要

○同一工事における現場代理人と技術者（監理技術者、主任技術者又は専門技術者）は兼務可能

以下の方を満足すると発注者が認めた場合には常駐を要しないこととすることができる。

- ①現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないこと
- ②発注者との連絡体制が確保されること

【参照】現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について（平成23年11月14日付け）
（公共工事標準請負契約約款 第10条第3項）

【留意点】現場代理人の常駐義務の緩和により技術者の専任義務の緩和されることではない。

○現場代理人が2以上の工事現場を兼任する場合の配置の例（技術者を兼任するものではない）

	ケース1 現場代理人と技術者を兼任しない場合	ケース2 現場代理人と技術者を兼任する場合	ケース3 専任	ケース4
技術者の配置要件*	技術者を兼任しない ため、関係なし	非専任	[監理技術者 主任技術者（右記以外）] 工事に密接な関係があり、 現場が10km程度以内である場合 主任技術者	
他の工事現場との兼任	A工事 ↔ B工事 ⇒両現場の現場代理人を兼任可能	A工事 ↔ B工事 ⇒両現場の現場代理人を兼任不可 (*技術者の専任のため)	A工事 ✖ B工事 ⇒両現場の現場代理人を兼任可能 (かつ主任技術者も兼任可能)	A工事 ↔ B工事

* 技術者の専任を要する工事：1件の請負金額が2,500万円以上（建築一式は5,000万円以上）の工事

3. 監理技術者等の専任を要しない期間の明確化

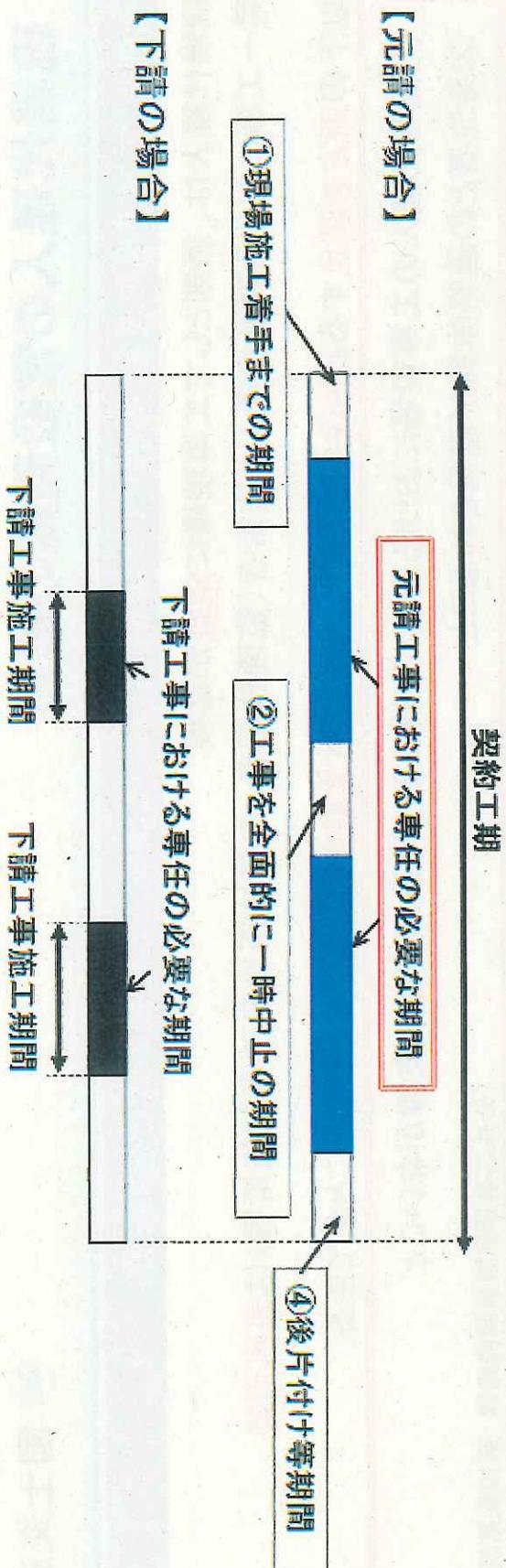


○直接請け負った工事で監理技術者等を工事現場に専任で配置すべき期間は、契約工期を基本とする。

以下の場合については、発注者と元請け業者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確になっている場合には工事現場への専任は要しない。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間
(例) 現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまでの間 等
- ② 工事を全面的に一時中止している期間
(例) 工事用地等の確保が未だ、自然災害の発生、埋蔵文化財調査 等
- ③ 工場製作のみが行われている期間
(橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事の場合)
- ④ 工事完了後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
*発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間も専任を要しない

○下請工事の専任が必要な期間については、実際に下請工事が施工されている期間とする。



元請・特定建設業の責務

特定建設業者が発注者から直接建設工事を請け負い、元請となつた場合には、下請業者が建設業法、建築基準法、労働基準法、労働安全衛生法などの法令に違反しないよう指導に努めなければならぬとされています。

なお、ここでいう下請業者とは、一次下請業者だけでなく、工事に携わる全ての下請業者が対象になります。
(建設業法第24条の6)

元請・特定建設業者の責務



① 現場での法令遵守指導の実施



② 下請業者の法令違反については、是正指導



③ 下請業者が是正しないときは、許可行政庁へ通報

指導すべき法令の規定

法律名	内容
建設業法	下請負人の保護に関する規定、技術者の配置に関する規定等本法のすべての規定が対象とされているが、特に次の項目に注意すること。 (1)建設業の許可(第3条) (2)請負契約の書面締結(第19条) (3)一括下請負の禁止(第22条) (4)下請代金の支払(第24条の3、第24条の5) (5)検査及び確認(第24条の4) (6)主任技術者及び監理技術者の配置等(第26条、第26条の2)

法律名	内容
労働基準法	(1)強制労働等の禁止(第5条) (2)中間搾取の排除(第6条) (3)賃金の支払方法(第24条) (4)労働者の最低年齢(第56条) (5)年少者、女性の坑内労働の禁止(第63条、第64条の2) (6)安全衛生措置命令(第96条の2第2項、第96条の3第1項)
職業安定法	(1)労働者供給事業の禁止(第44条) (2)暴行等による職業紹介の禁止(第63条第1号、第65条第8号)
労働安全衛生法	(1)危険・健康障害の防止(第98条第1項)
労働者派遣法	(1)建設労働者の派遣の禁止

工事の一括下請負(丸投げ)

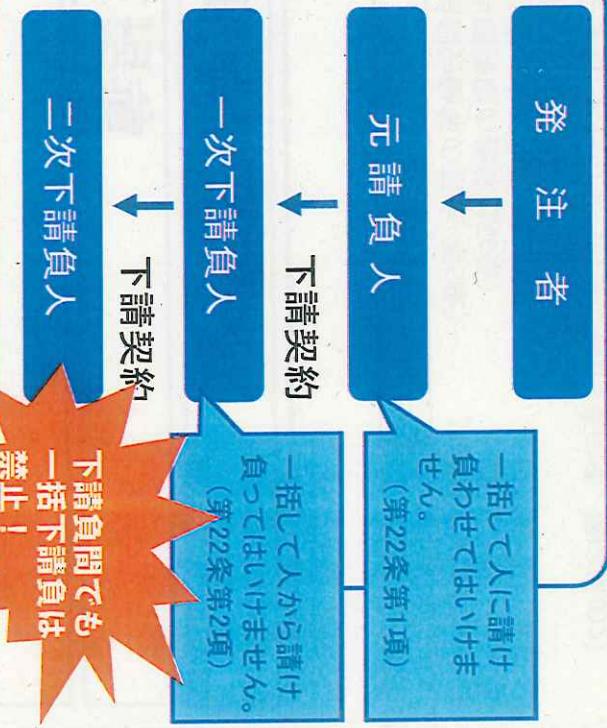
工事の一括下請負(丸投げ)とは、工事を請け負った建設業者が、施工において実質的に関与を行わず、下請負人にその工事の全部又は独立した一部を請け負わせることをいいます。建設業法では、これを「一括下請負」と呼び、原則として禁止しています。

一括下請負とは

●請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合

●請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合であって、請け負わせた側がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められるもの

が該当します。



一括下請負は、公共工事については全面禁止！
民間工事についても原則禁止！

- 一括下請は、公共工事については、全面禁止されています。
- 民間工事は、発注者の書面による事前承諾がある場合を除き、禁止されています。
なお、平成18年の法改正により、一定の民間工事(共同住宅を新築する工事)についても一括下請が全面禁止されることとなりました。

建設業法が一括下請負を禁止している理由

- ◆ 発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る
- ◆ 施工責任があいまいになることで、手抜工事や労働条件の悪化につながる
- ◆ 中間搾取を目的に施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招く

「実質的関与」とは、元請人が自ら総合的に企画、調整及び指導(施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事使用材料等の品質管理、下請負人間の施工調整、下請負人にに対する技術指導、監督等)全ての面において主体的な役割を果たしていることをいいます。また、下請負人が再下請負する場合についても、下請負人自らが再下請負した専門工種部分に關し、総合的に企画、調整、指導を行うことをいいます。

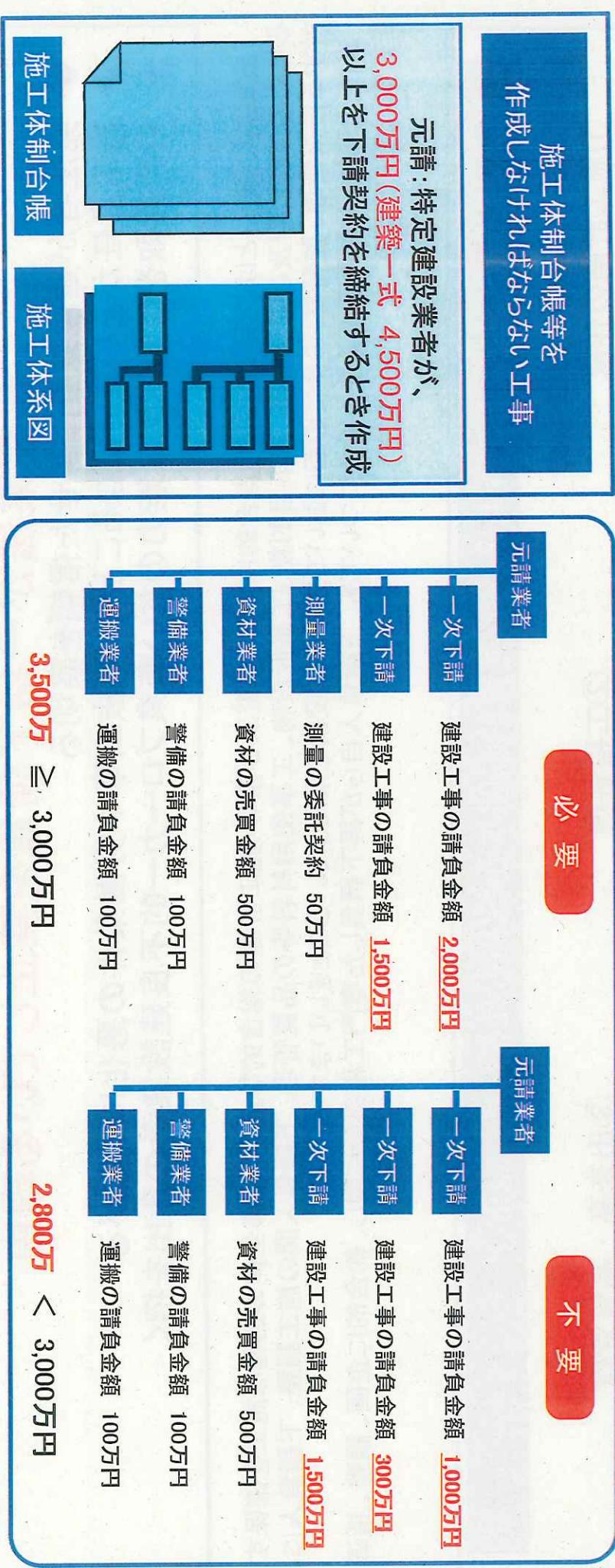
【下請工事への実質的な関与が認められるためには】

- 自社の技術者が下請工事の
 - ①施工計画の作成
 - ②工程管理
 - ③出来高・品質管理
 - ④完成検査
 - ⑤安全管理
 - ⑥下請業者への指導・監督等について、**主体的な役割**を現場で果たしていることが必要
- 発注者から工事を直接請け負った者については、加えて、
 - ⑦発注者との協議
 - ⑧住民への説明
 - ⑨官公庁等への届出等
 - ⑩近隣工事との調整等について、**主体的な役割**を果たしていることが必要です。

施工体制台帳

特定建設業者は、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の総額が3,000万円(建築一式工事:4,500万円)以上になる場合は、施工体制台帳を作成することが義務付けられています。
(建設業法第24条の7)

施工体制台帳は、下請、孫請など工事施工を請け負う全ての業者名、各業者の施工範囲、各業者の技術者氏名等を記載した台帳のことといいます。



※ 建設工事に該当しない資材納入、調査業務、運搬業務、警備業務などの契約金額は含みません。

施工体制台帳の記載内容と添付書類

施工体制台帳には、作成特定建設業者の許可に関する事項、請け負った建設工事に関する事項、下請負人にに関する事項、**社会保険の加入状況(平成24年11月1日施行)**などを記載しなければなりません。
(建設業法施行規則第14条の2)

施工体制台帳の記載内容

工事内容と建設業許可

請負契約関係

配置技術者の氏名と資格

社会保険(健康保険・厚生年金保険・雇用保険)の加入状況
平成24年11月1日施行

施工体制台帳の添付書類

①発注者との請負契約書

作成特定建設業者が請け負った建設工事の契約書の写し

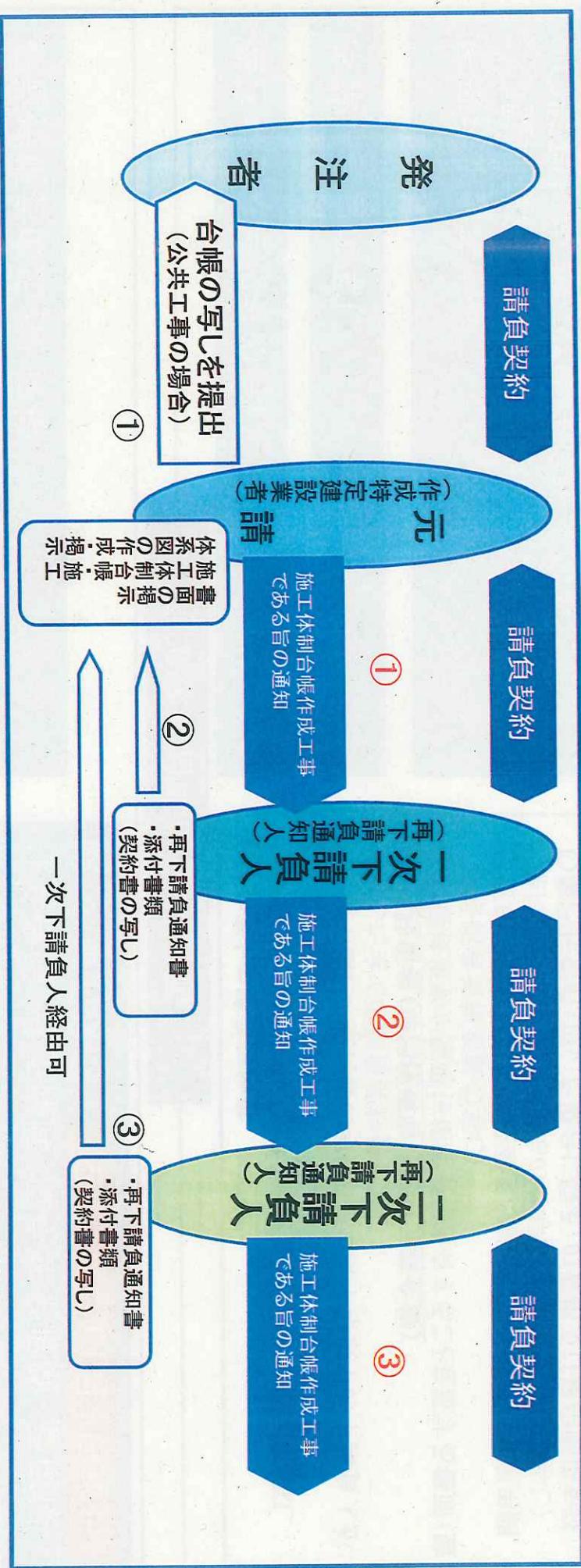
②下請契約書

一次下請との契約書の写し及び二次下請以下の下請負人が
締結した全ての請負契約書の写し

③監理技術者(専門技術者)関係(元請企業)

- 監理技術者等関係
- 監理技術者資格者証の写し
- 監理技術者の健康保険証等の写し
- 専門技術者(置いた場合に限る)の資格及び雇用関係を証する書面

施工体制台帳の作成手順



- ① 一次下請納結後**
- 元請業者である特定建設業者が、作成建設業者に該当することとなつたときは、遅滞なく、一次下請人に對し、施工体制台帳作成工事である旨の通知を行うとともに、工事現場の見やすい場所にその旨が記載された書面(再下請負通知書の書面案内)を掲示し、施工体制台帳及び施工体系図を整備します。
- ② 二次下請納結後**
- 一次下請人は、作成特定建設業者に対し、再下請負通知書(添付資料である請負契約書の写しを含む。)を提出するとともに、二次下請負人に施工体制台帳作成工事である旨の通知を行います。
- 作成特定建設業者は一次下請負人から提出された再下請負通知書により、又は自ら把握した情報に基づき施工体制台帳及び施工体系図を整備します。
- ③ 三次下請納結後**
- 二次下請人は、作成特定建設業者に対し、再下請負通知書(添付資料である請負契約書の写しを含む。)を提出すること(一次下請負人を経由して提出することもできる。)とともに、三次下請負人に對し施工体制台帳作成工事である旨の通知を行います。
- 作成特定建設業者は二次下請負人から提出された再下請負通知書若しくは自ら把握した情報に基づき記載する方法のいずれかにより施工体制台帳及び施工体系図を整備します。

施工体系図

施工体系図は、作成された施工体制台帳に基づいて、各下請負人の施工分担関係が一目で分かるようにした図のことです。施工体系図を見ることによって、工事に携わる関係者全員が工事における施工分担関係を把握することができます。

施工体系図のイメージ

工事の名称、工期、発注者の名称

(元請)

- 作成特定建設業者の名称
- 監理技術者の氏名
- 専門技術者の氏名
- 担当工事内容

(一次下請)

- 下請負人の名称
- 工事内容
- 工期
- 主任技術者の氏名

(二次下請)

- 下請負人の名称
- 工事内容
- 工期
- 主任技術者の氏名

(三次下請)

- 下請負人の名称
- 工事内容
- 工期
- 主任技術者の氏名

注1) 下請負人に關する表示は、現に施工中(契約書上の工期中の者)について行うことが必要です。

注2)主任技術者の氏名の記載は、当該下請負人が建設業者である場合に限り必要です。(主任技術者は、当該下請負人が建設業者であるときに置くことが義務付けられています。)

施工体系図

各下請業者の施工
の分担関係を図示
したフロー図

- 下請負人の名称
- 工事内容
- 主任技術者の氏名

- 下請負人の名称
- 工事内容
- 工期
- 主任技術者の氏名

- 下請負人の名称
- 工事内容
- 工期
- 主任技術者の氏名

施工体系図の掲示

施工体系図は工事の期間中、公共工事については工事現場の工事

関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に、民間工事については工事関係者が見やすい場所に、掲示しなければなりません。
したがって、工事の進行によって表示すべき下請業者に変更があった場合は、速やかに施工体系図の表示の変更をしなければなりません。



(記入例)施工体制台帳

施工体制台帳の記入例

施工体制台帳		施工体制台帳	
〔会社名〕>> 国交建設株式会社		〔会社名〕>> ○○ビル作業所	
〔事業所名〕>> ○○ビル作業所		〔事業所名〕>> ○○ビル作業所	
建設業の 許可番号		建設業の 許可番号	
土、瓦、瓦、管、工事業 和専一級		土、瓦、瓦、管、工事業 和専一級	
工事業 大屋 特定 第00000号		工事業 大屋 特定 第00000号	
平成23年11月10日		平成23年11月10日	
工事名及び 内規		工事名及び 内規	
○○ビル新築工事 / 建築一式(地上6階、地下1階、延べ床面積6,000m ²)		○○ビル新築工事 / コンクリート工、足場等仮設工、鉄筋工、構造工	
発注者名 及び住所 〒200-0000 東京都中央区新橋1-1-1 ○○支店		発注者名 及び住所 〒200-0000 東京都中央区新橋1-1-1 ○○支店	
工事期間 自 平成24年11月15日 至 平成25年3月31日		工事期間 自 平成24年11月15日 至 平成25年3月31日	
契約日 平成24年11月15日		契約日 平成24年11月15日	
業者と契約を締結した 作成特定建設業者が発注 された工事名及びその 工事の具体的な内容を記入		業者と契約を締結した 作成特定建設業者が発注 された工事名及びその 工事の具体的な内容を記入	
業者と契約を締結した 作成特定建設業者の営業 所を記入		業者と契約を締結した 作成特定建設業者の営業 所を記入	
一次下請り契約を締結した に作成特定建設業者の営 業所を記入		一次下請り契約を締結した に作成特定建設業者の営 業所を記入	
元請契約に係る営業所の 名称及び下請契約に係る 営業所の名称をそれぞれ 記入		元請契約に係る営業所の 名称及び下請契約に係る 営業所の名称をそれぞれ 記入	
発注者が置いた監督員の 氏名を記入(※)		発注者が置いた監督員の 氏名を記入(※)	
一次下請り監督するため に作成特定建設業者の監 督員の氏名を記入(※)		一次下請り監督するため に作成特定建設業者の監 督員の氏名を記入(※)	
作成特定建設業者が置いた 現場代理人の氏名を記入 (※)		作成特定建設業者が置いた 現場代理人の氏名を記入 (※)	
作成特定建設業者の氏名を記 入(※)		作成特定建設業者の氏名を記 入(※)	
作成特定建設業者が置いた 監理技術者の氏名を記入		作成特定建設業者が置いた 監理技術者の氏名を記入	
作成特定建設業者が置いた 担当工事者名		作成特定建設業者が置いた 担当工事者名	
内規		内規	
事業所登録記号及び事業 所番号(健康保険組合に 登録する場合)を記入		事業所登録記号及び事業 所番号(健康保険組合に 登録する場合)を記入	
一括適用の承認に係る営 業所の場合は、主たる営 業所の登録記号及び事業 所番号を記入		一括適用の承認に係る営 業所の場合は、主たる営 業所の登録記号及び事業 所番号を記入	
各部屋の通用を受ける営業所について届出を行っている 場合には、「加入」、行っていない場合は「適用を受けない」 の欄に「適用を受けない」、そのうち部について「加入」の欄 に「加入」、「適用を受けない」の欄に「適用を受けない」 の場合は「適用が除外されている」場合は「適用除外」を〇で囲む		各部屋の通用を受ける営業所について届出を行っている 場合には、「加入」、行っていない場合は「適用を受けない」 の欄に「適用を受けない」、そのうち部について「加入」の欄 に「加入」、「適用を受けない」の欄に「適用を受けない」 の場合は「適用が除外されている」場合は「適用除外」を〇で囲む	
事業所登録記号及び事業 所番号(健康保険組合に 登録する場合)を記入		事業所登録記号及び事業 所番号(健康保険組合に 登録する場合)を記入	
一括適用の承認に係る営 業所の場合は、主たる営 業所の登録記号及び事業 所番号を記入		一括適用の承認に係る営 業所の場合は、主たる営 業所の登録記号及び事業 所番号を記入	
各部屋の通用を受ける営業所について届出を行っている 場合には、「加入」、行っていない場合は「適用を受けない」 の欄に「適用を受けない」、そのうち部について「加入」の欄 に「加入」、「適用を受けない」の欄に「適用を受けない」 の場合は「適用が除外されている」場合は「適用除外」を〇で囲む		各部屋の通用を受ける営業所について届出を行っている 場合には、「加入」、行っていない場合は「適用を受けない」 の欄に「適用を受けない」、そのうち部について「加入」の欄 に「加入」、「適用を受けない」の欄に「適用を受けない」 の場合は「適用が除外されている」場合は「適用除外」を〇で囲む	
労働保険番号を記入 する場合は、主たる営業所の番号を記入		労働保険番号を記入 する場合は、主たる営業所の番号を記入	
専門技術者が置いた 監理技術者の資格を具体的 に記入(※)		専門技術者が置いた監理 技術者の資格を具体的に記入 (※)	
専門技術者の資格内容		専門技術者の資格内容	
担当工事 内規		担当工事 内規	

平成24年11月以降に契約した建設工事から適用されます。

平成24年11月1日

施工体制台帳

平成24年11月1日	平成24年11月1日
------------	------------

下請負人の請け負った建 設工事の契約書に記載さ れた工期を記入	下請負人の請け負った建 設工事の契約書に記載さ れた工期を記入
下請負人の請け負った建 設工事の契約書に記載さ れた契約日を記入	下請負人の請け負った建 設工事の契約書に記載さ れた契約日を記入
下請負人の受けている許 可のうち、請け負った建 設工事の施工に必要な業 務に係る許可を記入	下請負人の受けている許 可のうち、請け負った建 設工事の施工に必要な業 務に係る許可を記入
事業所登録記号及び事業 所番号(健康保険組合に 登録する場合)を記入	事業所登録記号及び事業 所番号(健康保険組合に 登録する場合)を記入
一括適用の承認に係る営 業所の場合は、主たる営 業所の登録記号及び事業 所番号を記入	一括適用の承認に係る営 業所の場合は、主たる営 業所の登録記号及び事業 所番号を記入
専門技術者が置いた監 理技術者の資格を具体的 に記入(※)	専門技術者が置いた監 理技術者の資格を具体的 に記入(※)
専門技術者の資格内容	専門技術者の資格内容
担当工事 内規	担当工事 内規

○施工体制台帳の添付書類
例 第一電気工事
実務履歴 (3年・曾工事)
(10年・曾工事) 等

1. 作成特定建設業者が請け負った建設工事の契約書の写し
2. 下請負人が請け負った建設工事の契約書の写し
3. 監理技術者が監修する建設工事と直接的かつ日常的な雇用関係に
あることを証明するものの写し(健康保険組合等の写し)
4. 監理技術者が別途建設業者と直接的かつ日常的な雇用関係に
あることを証明するもの(契約書等の記載)の写し
5. 専門技術者が置いた場合は、その者の資格及び雇用関係を証
明するもの(写し)

(記入例)施工体系図の記入例

施工体系図の記入例

作成特定建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工期を記入

施工体系図

発注者名	◇◇油井株式会社
工事名称	○○ビル新築工事

工期	自 平成24年1月15日 至 平成25年3月31日
----	------------------------------

《一次下請》

一次下請を監督するために作成特定建設業者が選いた監督者の氏名を記入(※)	元 請 名 国交建設(株) 監督員名 建設 太郎
作成特定建設業者が選いた監督技術者の氏名を記入(※)	監督技術者名 國上 次郎
作成特定建設業者が選いた建設安全衛生責任者の氏名を記入(※)	会長 統括安全衛生責任者 金 勝 國上 次郎
作成特定建設業者が選いた専門技術者が担当工事内容	専門技術者名 槍井文也(工事 令和元年改修工事)

《二次下請》

組立場所会社名	北洋土木(株)
安全衛生責任者	田中 一郎
主任技術者名	開東 五郎
専門技術者名	専門技術者名
担当工事内容	担当工事内容

会社名	中都筑工業(株)
安全衛生責任者	中都 玄郎
主任技術者名	中都 五郎
専門技術者名	専門技術者名
担当工事内容	担当工事内容

会社名	近畿建設(株)
安全衛生責任者	近畿 太郎
主任技術者名	近畿 太郎
専門技術者名	専門技術者名
担当工事内容	担当工事内容

会社名	明和建設(株)
安全衛生責任者	北澤 道夫
主任技術者名	北澤 道夫
専門技術者名	専門技術者名
担当工事内容	担当工事内容

会社名	安全衛生責任者
安全衛生責任者	主任技術者名
主任技術者名	専門技術者名
専門技術者名	担当工事内容
担当工事内容	担当工事内容

会社名	安全衛生責任者
安全衛生責任者	主任技術者名
主任技術者名	専門技術者名
専門技術者名	担当工事内容
担当工事内容	担当工事内容

《四次下請》

会社名	東京電機(株)
安全衛生責任者	東京 四郎
主任技術者名	城玉 五郎
専門技術者名	専門技術者名
担当工事内容	担当工事内容

会社名	下請負人が選いた専門技術者の担当工事内容を具体的に記入
安全衛生責任者	下請負人が選いた安全衛生責任者の氏名を記入(※)
主任技術者名	下請負人が選いた主任技術者の氏名を記入(※)
専門技術者名	下請負人が選いた専門技術者の氏名を記入(※)
担当工事内容	担当工事内容

○注意事項	建設業法では下請負通じの様式は定められていませんので、この様式によらなくても構いません。
1.	建設業法で定められた記載事項です。
2.	説明書きの後ろに(※)があるものは、技術者等を置かない場合もあるので、その際は記載不要です。
3.	下請負人が建設業の許可を受けていない場合は、下請負人に限る「主任技術者」及び「専門技術者」については、記載不要です。

下請負人が選け負つた建設工事の契約書に記載された工期を記入

適正な見積依頼

適正な元請下請関係の構築のためには、個々の下請契約が各々の対等な立場における合意に基づいて締結される必要があります。また、工事見積条件を明確にするため、見積依頼は以下の事項が記載された書面で行うことが必要です。

※ 契約書に記載しなければならない重要事項14項目のうち、請負代金の額を除いた13項目が必要となります。

- ①工事内容（※）下記参照
- ②工事着手の時期及び工事完成の時期
- ③請負代金の全部又は一部の前払金又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- ④当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑤天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ⑥価格等(物価統制令(昭和21年勅令第118号)第2条に規定する価格等をいう。)の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- ⑦工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ⑧注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- ⑨注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- ⑩工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ⑪工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関する講ずべき保証・保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- ⑫各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑬契約に関する紛争の解決方法

※上記の「①工事内容」については、最低限次の8項目を明示することが必要です。

- ①工事名称
- ②施工場所
- ③設計図書(数量等を含む。)
- ④下請工事の責任施工範囲
- ⑤下請工事の工程及び下請工事を含む工事の全体工程
- ⑥見積条件及び他工種との関係部位、特殊部分に関する事項
- ⑦施工環境、施工制約に関する事項
- ⑧材料費、産業廃棄物処理等に係る元請下請間の費用負担区分に関する事項

下請契約締結に至るまでのフロー図

見積依頼業者の選定

見積依頼

現場説明・図面渡

質疑応答

見積書提出

金額折衝

書面契約

内容が明らかな見積書

着工前に書面契約

書面による依頼

適正な見積期間

下請業者の選定に当たっては、必要な建設業許可があること及び予定期間に主任技術者の配置が行えることを確認します。

建設工事の適正な施工を確保するためには、軽微な建設工事を除いては、施工能力・資力信用のある建設業者(建設業許可業者)に工事を請け負わせる必要があります。また、建設業者であっても、当該業者が雇用する主任技術者が他の現場手一杯の状態では、現場での適正な施工の確保が期待されません。このため、下請業者の施工能力をあらかじめ確認しておくことが重要です。

「建設業法令遵守ガイドライン」を知っていますか？

「建設業法令遵守ガイドライン」は、平成19年6月、国土交通省が策定した建設工事の下請契約についてのルールを解説した通達です。

建設工事の下請契約については、従来からの慣習に従って知らず知らずに法令違反をしていることが多かったことから、正確な理解に資するよう契約の締結から工事代金の支払まで全般にわたって具体的な事例を紹介しつつ、適正なルールを解説したものです。
※ 建設業法令遵守ガイドラインは、国土交通省のホームページに掲載しています。

<http://www.mlit.go.jp/common/000219500.pdf>

建設工事の合理的かつ適正な施工を図るためにあらかじめ、契約の重要な事項を下請負人に提示し、下請負人が適切に見積を行うに足りる期間を設けなければなりません。

下請負契約内容の提示から下請契約の締結までの間に設けなければならない見積期間について（建設業法第20条第3項）
は、以下のように定められています。
（建設業法施行令第6条）

注）予定価格が②③の工事については、やむを得ない事情があるときに限り、見積期間をそれぞれ、**5日以内**に限り短縮することができます。

下請工事の予定価格の金額	見積期間
①500万円に満たない工事	中 1 日以上
②500万円以上5,000万円未満の工事	中 10 日以上
③5,000万円以上の工事	中 15 日以上

建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結しなければなりません。

したがって、自己の取引上の地位を不当に利用し、通常必要と認められる原価に満たない金額で

請負契約を締結してはいけません。

（建設業法第18条）
（建設業法第19条の3）

下請業者との見積合わせ時に、貴社が行った査定の詳細を説明しましよう。

建設工事の請負代金については、合理的な根拠もないまま金額の交渉を行っている例があるとの指摘がなされています。
合理的な根拠もなく、原価にも満たない安い代金で、下請業者に工事を無理矢理押しつけた場合には、建設業法第19条の3に違反することがあります。
自らが行った査定の方法を下請業者にきっちり説明し、両者合意のもとで契約を行いましょう。

請負契約書

請負契約は民法上は口約束でも効力を生じますが、契約内容をあらかじめ書面で明確にすることにより、元請・下請間の紛争を防ぐことを目的としています。
下請契約に当たっては、契約の内容となる一定の重要な事項を明示した適正な契約書を作成し、下請工事着工前までに署名又は記名押印して相互に交付しなければなりません。（建設業法第19条）

建設業法では、次の14項目を必ず記載することとされています。

- ①工事内容
- ②請負代金の額
- ③工事着手の時期及び工事完成の時期
- ④請負代金の全部又は一部の前払金又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- ⑤当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑥天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ⑦価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- ⑧工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ⑨注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- ⑩注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- ⑪工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ⑫工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関する講ずべき保証・保険・契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- ⑬各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑭契約に関する紛争の解決方法

※さらに、建設リサイクル法対象工事の場合は、次の4項目を加えて記載しなければなりません

- ①分別解体の方法
- ②解体工事に要する費用
- ③再資源化するための施設の名称及び所在地
- ④再資源化等に要する費用

公共工事・民間工事とも契約内容を次のいざれかの書面で作成

① 請負契約書

② 基本契約書
+
注文書・請書

③ 基本契約約款
+
注文書・請書

下請代金の適正な支払い

下請代金が適正に支払われなければ下請負人の経営の安定が阻害されるばかりではなく、ひいてはそれが手抜き工事、労災事故等を誘発し、建設工事の適正な施工の確保が困難になります。建設業法や建設産業における生産システム合理化指針等では、工事の適正な施工と下請負人の保護を目的として、下請代金の支払に関する規定を設けています。

下請代金の支払等に関する8つのルール

ルール1(現金支払)

下請代金の支払は、できる限り現金支払いとしなければなりません。

※建設産業における生産システム合理化指針「第4(2)代金支払等の適正化」

ルール2(前払金)

前払金を受けたときは、下請負人にに対して資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう配慮しなければなりません。

※建設業法第24条の3

※建設産業における生産システム合理化指針「第4(2)代金支払等の適正化」

ルール3(有償支給の資材代金の回収時期)

下請工事に必要な資材を注文者が有償支給した場合は、正当な理由がある場合を除き、当該資材の代金の支払期日前に下請負人に支払わせてはなりません。

※建設産業における生産システム合理化指針「第4(2)代金支払等の適正化」

※建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準「9.早期決済について」

ルール4(検査及び引渡し)

下請工事の完成を確認するための検査は、工事完成の通知を受けた日から20日以内に行い、かつ、検査後に下請負人が引渡しを申し出たときは、直ちに工事目的物の引渡しを受けなければなりません。

・建設業法第24条の4

・建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準「1.検査期間について」「2.工事目的物の引取りについて」

ルール5(下請代金の支払期日)

注文者から請負代金の出来高払又は竣工払を受けたときは、その支払の対象となつた工事を施工した下請負人に対して、相当する下請代金を1ヵ月以内に支払わなければなりません。

※建設業法第24条の3

※建設業法令遵守ガイドライン「9. 支払留保」
※建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準「3. 注文者から支払を受けた場合の下請代金の支払について」

ルール6(特定建設業者に係る下請代金の支払期日の特例)

特定建設業者は、下請負人(特定建設業者又は資本金額が4,000万円以上の法人を除く。)からの引渡し申出日から起算して50日以内に下請代金を支払わなければなりません。

※建設業法第24条の5

※建設業法令遵守ガイドライン「9. 支払留保」
※建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準「4. 特定建設業者の下請代金の支払について」

ルール7(割引困難な手形による支払の禁止)

特定建設業者は、下請代金の支払を一般の金融機関による割引を受けることが困難と認められる手形により行つてはいけません。

※建設業法第24条の5第3項

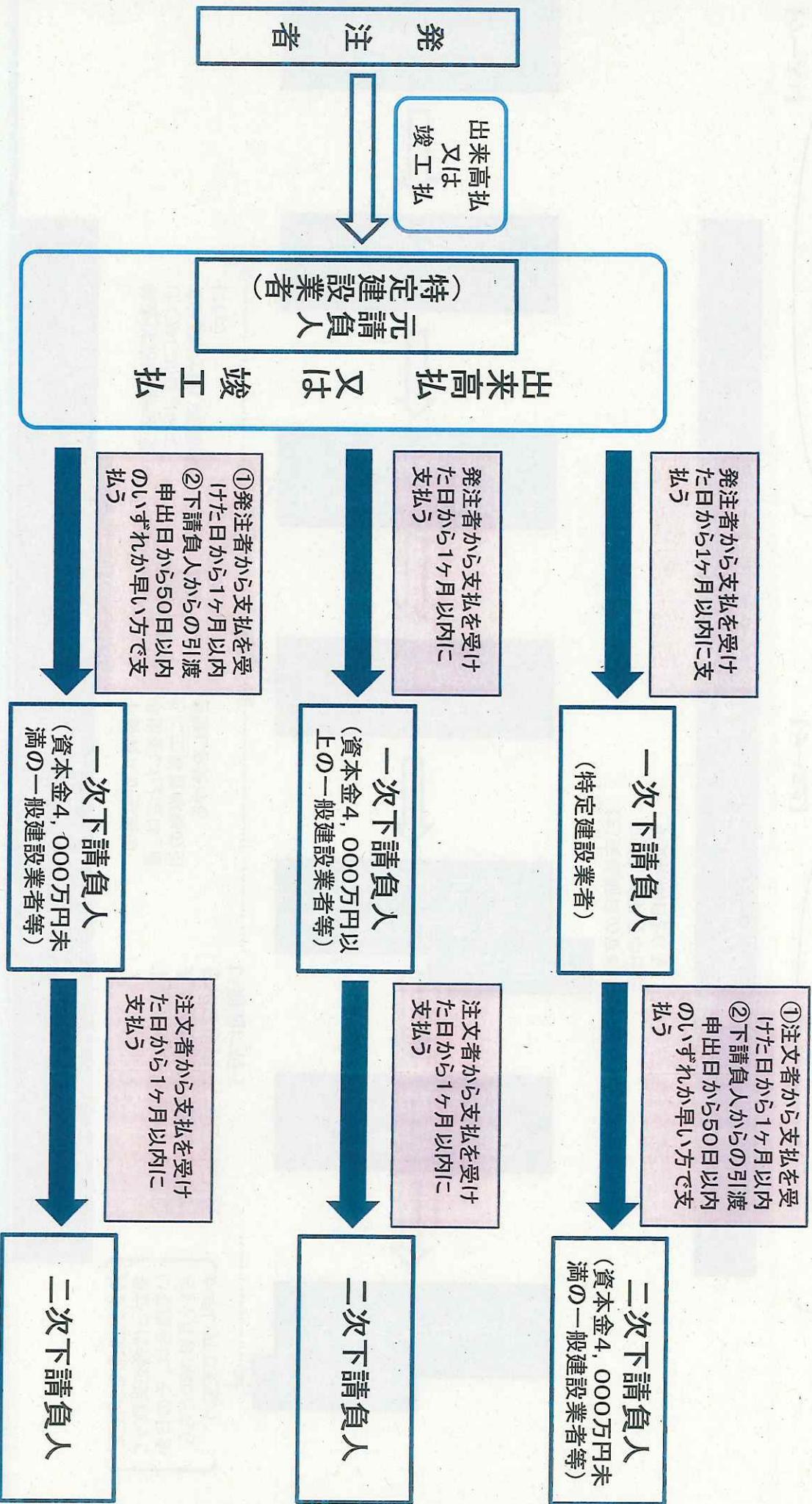
※建設業法令遵守ガイドライン「10. 長期手形」
※建設産業における生産システム合理化指針「第4(2)代金支払等の適正化」
※建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準「5. 交付手形の制限について」

ルール8(赤伝処理)

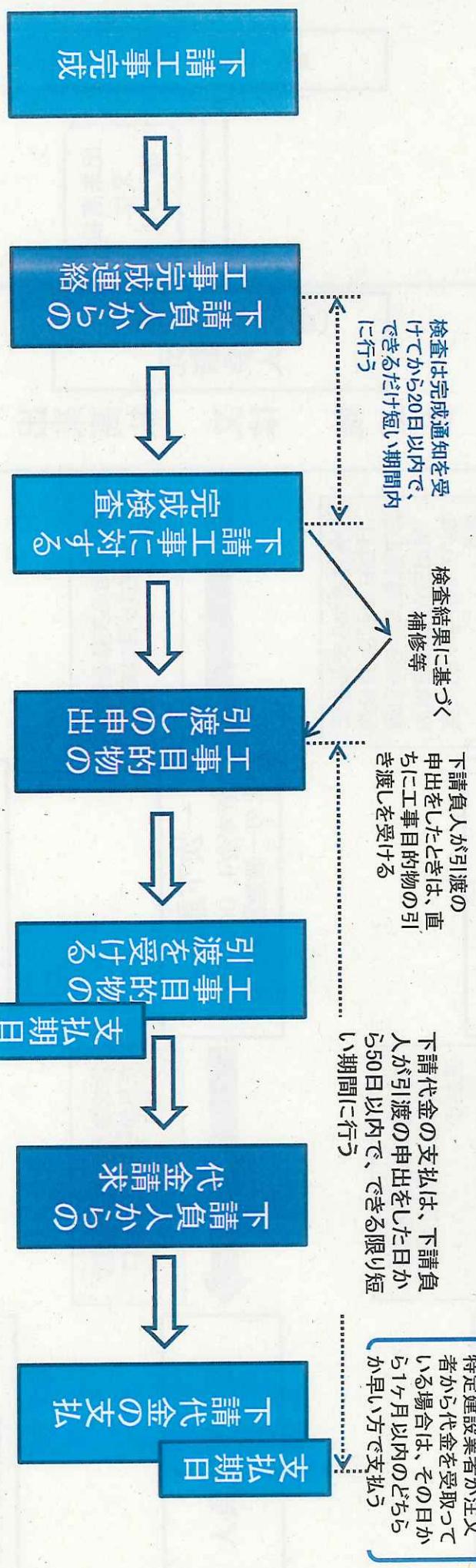
赤伝処理を行う場合には、元請負人と下請負人双方の協議・合意が必要であるとともに、元請負人は、その内容や差引額の算定根拠等について見積条件や契約書に明示しなければなりません。

・建設業法第18条、第19条、第19条の3、第20条第3項
・建設業法令遵守ガイドライン「7. 赤伝処理」

下請代金の支払期日

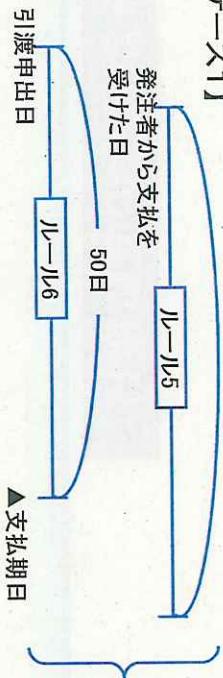


検査・引渡し・下請代金の支払フロー 《特定建設業者が資本金4,000万円未満の一般建設業者に下請負させた場合》



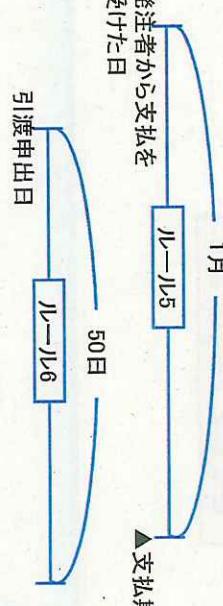
特定建設業者に対する支払ルールの適用

【ケース1】



いずれか早い方が支払期日となるので、ルール6が適用

【ケース2】



注) 支払期日の定めがなれば引渡し申出日が支払期日となる

いずれか早い方が支払期日となるので、ルール5が適用



国土交通省

関東地方整備局

<http://www.ktr.mlit.go.jp/>

検索

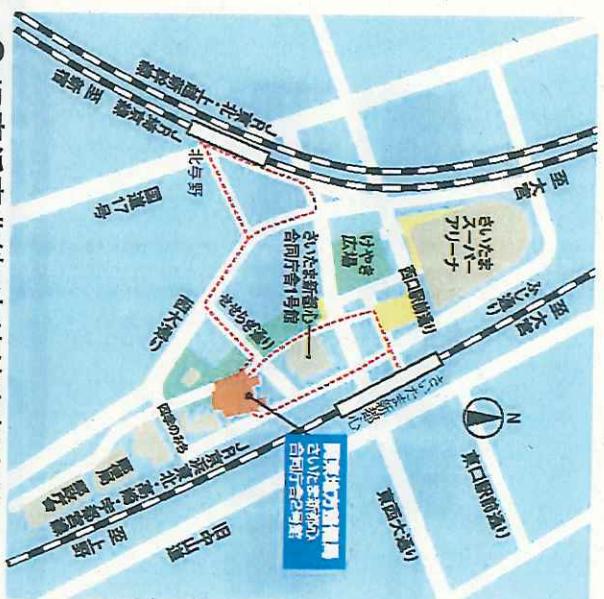


国土交通省 関東地方整備局
建設部 建設産業第一課

電話：048-601-3151（代表）

〒330-9724

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎2号館



駆け込みホットライン -建設業法違反通報窓口-

なくそう違反、あつたら通報!!

全国
共通

TEL.0570-018-240

(イ) ハン (ツウ ホウ)

ナビダイヤルの通話料は、発信者の負担となります。

受付時間 / 10:00～12:00 13:30～17:00 (土日・祝祭日・開庁日を除く)

建設工事の請負代金の支払に関する 紛争の未然防止について

関東地方整備局
建設産業第一課



国土交通省

建設工事の請負代金の支払に関する紛争の未然防止



建設業担当部局に寄せられる苦情・相談

- 国土交通省の建設業担当部局に寄せられる苦情・相談(平成24年度:約3,600件)のうち、その約7割が建設工事の請負代金等の支払に関する問題です。
- 請負代金の支払の問題は、基本的には契約上の債権債務に関する事であるため、行政は介入できず、当事者間による解決が原則となります。
⇒ 弁護士・建設工事紛争審査会の活用、建設業取引適正化センターへの相談等による対応

請負代金の支払に関する紛争=経営上の重大なリスク

- 請負代金の支払に関する紛争は、その解決を図るため、それぞれの当事者に経済的・時間的・労力的な負担が生じ、その間の資金繰りが悪化して、再下請負人に対する代金や技術者・技能労働者に対する賃金の支払遅延が生じた場合、取引先や雇用者からの信用低下につながるなど、その後の経営上の重大な問題に発展する恐れがあります。
- 請負代金の支払に関する苦情・相談の大半は、**書面契約を交わしていないこと**等が原因となつて発生しています。建設業者は、その場での口約束は、経営上の重大なリスクと認識し、請負代金の支払に関する紛争の発生を未然に防止するために書面契約を交わすことが必要です。

紛争の未然防止(契約内容の書面化の徹底)

- 建設業法では、後日の紛争防止及び請負契約の片務性の改善を目的として、建設工事の請負契約の当事者(元請負人・下請負人)に対し、事前に**書面による契約を義務づけています**。
- 特に、請負代金の支払に関する紛争は、後日、変更内容に関する当事者間の主張が食い違うことにより生ずる場合が多いため、**契約内容を変更する場合は、速やかに書面化により変更契約を締結する必要があります**。当事者が合意した変更内容を書面化し、相互に交付し合うことが必要です。これらの書面は、後日、紛争が生じた際、自らの債権債務を主張する重要な証拠となります。
- 契約内容の書面化にあたっては、当該契約が**事業主間の契約(請負契約)なのか、事業主と労働者間の契約(雇用契約)なのか**を意識して作成することも重要ですが、**工事途中に作業が追加されるときには、特に、留意する必要があります**。

建設業法第19条の内容

- 建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際して法律で定める14の項目(工事内容、請負代金額、工期、紛争の解決方法等)を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
- 建設工事の請負契約の当事者は、請負契約の内容で上記の項目に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は押印をして相互に交付しなければならない。

建設工事の請負代金の支払に関する紛争の未然防止

紛争の未然防止のために元請負人として心がけること

○ 適切な下請負人の選定・管理を徹底

下請工事の発注にあたっては、適切な与信管理に基づく下請負人の選定を行うとともに、工事の施工中も、出来高査定を厳格に実施しつつ、再下請先に対する請負代金の支払いや作業員への賃金支払いが順調に実施されているかについて、適切に把握・管理することが重要です。なお、再下請が適切に行われているかについてもきちんと管理を行い、下請構造が無駄な重層化にならないよう留意することも必要です。

○ 下請負人の資金繰りへの配慮

経営基盤の脆弱な下請負人は、資金繰りが不安定になることが多いため、下請負人とのコミュニケーションを円滑にして、経営状況の把握に努め、下請負人から資金繰りに関する相談があつた場合は、前払、出来高払の早期化、資金の貸付等の対応を行うなどの配慮をすることが必要です。

特定建設業者としての対応

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事に参加している全ての下請負人が建設業法の規定(建設業法第19条他)及び関係する労働基準法等の規定等に違反しないよう指導に努める必要がある(建設業法第24条の6)。また、当該建設工事に参加している下請負人が、賃金不払又は不法行為等起こした場合、必要に応じて適切な措置を講ずる勧告の規定(建設業法第41条第2項及び第3項)があることも踏まえ、特定建設業者は、下請契約の関係者保護について特に配慮する必要がある。



特定建設業者は、元請負人として、法律上、特に重い役割を担っていることを認識し、請け負った工事に参加している下請負人の指導・管理を徹底する必要があります。

紛争の未然防止のために下請負人として心がけること

○ 工事を請け負う際のポイント

下請負人自身も、工事を請け負うに際しては、元請負人の経営情報等をリサーチし、工事を受注することが重要です。請負代金の支払いに関する限りで、紛争が発生するきっかけとしては、知り合いの企業からの紹介で初めて工事を請け負ったかなり以前に取引があつたが、久しぶりに取引をしたといったケースが多いため、新規若しくはそれに近い元請負人から工事を請け負う場合は、特に慎重な判断が必要です。

○ 工事受注後における適切な対応

- ・ 当初示されていた工事内容と現場の状況が異なっていた
- ・ 工事の内容や工期が変更になった
- ・ 工事が一時中止になった
- ・ といったケースは、費用負担に関して当事者間で齟齬が生じ、紛争に繋がりやすいため、変更の内容・条件等を明確に書面化し、精算の段階で紛争が生じないように注意する必要があります。

○ 契約の書面化に対する毅然とした対応

下請負人は、元請負人に對し契約内容を書面化するよう毅然とした対応をとることが重要です。なお、契約内容を書面化しないことは、下請負人自身も建設業法第19条違反になる恐れがあります。

○ 「下請債権保全支援事業」の活用

国土交通省では、下請負人等の経営・雇用安定、連鎖倒産の防止を図るため、ファクタリング会社が当該下請負人等が保有する工事請負代金等の債権の支払を保証する「下請債権保全支援事業」を実施している。
下請負人は、こうした事業を積極的に活用するなど、自主的な債権回収の手段を講じておく必要がある。

建設業法令遵守ガイドラインの概要



I. ガイドラインの概要

「建設業法令遵守ガイドライン」は、元請負人と下請負人の請負契約の際に守らなくてはならない以下の項目ごとに、「建設業法上違反となる行為事例」、「建設業法上違反となるおそれのある行為事例」等を具体的に明示しています。また、法令の規定の趣旨、留意すべき事項、とるべき望ましい行為などについての解説を加えているほか、関係法令についても解説しています。

1. 見積条件の提示
2. 書面による契約締結
- 2-1. 当初契約
- 2-2. 追加工事等に伴う追加・変更契約
- 2-3. 工期変更に伴う変更契約
3. 不当に低い発注金額
4. 指値発注
5. 不当な使用資材等の購入強制
6. やり直し工事
7. 赤伝処理
8. 工期
9. 支払保留
10. 長期手形
11. 帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存
12. 関係法令
- 12-1. 独占禁止法との関係
- 12-2. 社会保険・労働保険（法定福利費）

※本文は、国土交通省HP(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html)に掲載しています。

II. ガイドラインの活用

「建設業法令遵守ガイドライン」は、元請負人と下請負人がそれぞれ対等な立場で建設工事の適正な取引を実現させることを目的に作成されています。建設業者の皆様は、自社の法令遵守に関する会議や研修等においてご活用いただくとともに、協力会社等に対する積極的な周知・啓発をお願いします。

III. 「駆け込みホットライン－建設業法違反通報窓口－」の運用

国土交通省では、主に国土交通大臣許可業者を対象に上記の建設業に係る法令違反の情報（通報）を受け付けています。「駆け込みホットライン」 TEL. 0570-018-240（ナビダイヤル、全国共通）

建設業法令遵守ガイドラインの改訂について

～労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化～

関東地方整備局

建設産業第一課



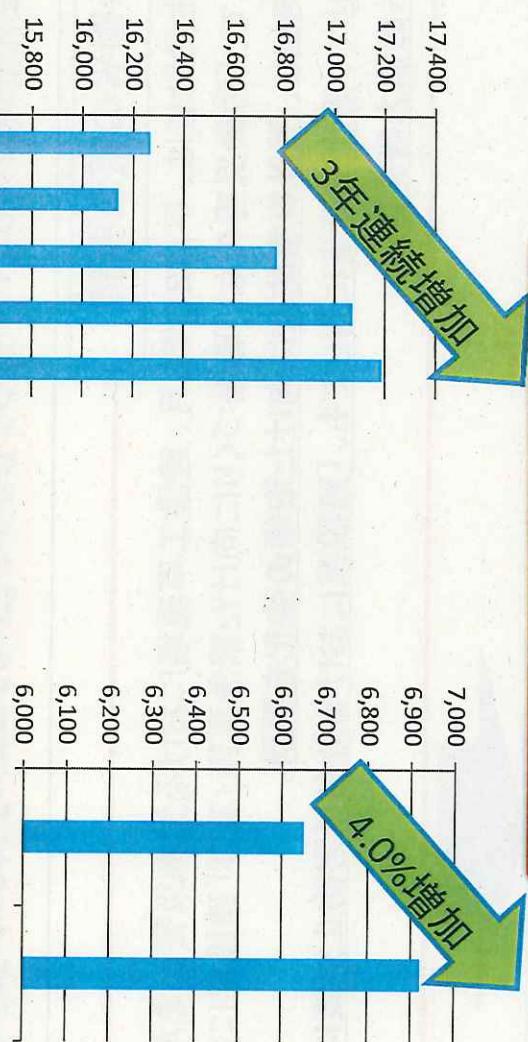
国土交通省

急増する建設工事現場における労働災害

建設業関係者の弛まない努力により、建設工事現場における労働災害は、昭和54年から平成22年まで一貫して減少を続け、平成25年には死亡事故者数が過去最低水準になるなど、労働災害防止に對して確實に成果をあげてきた。

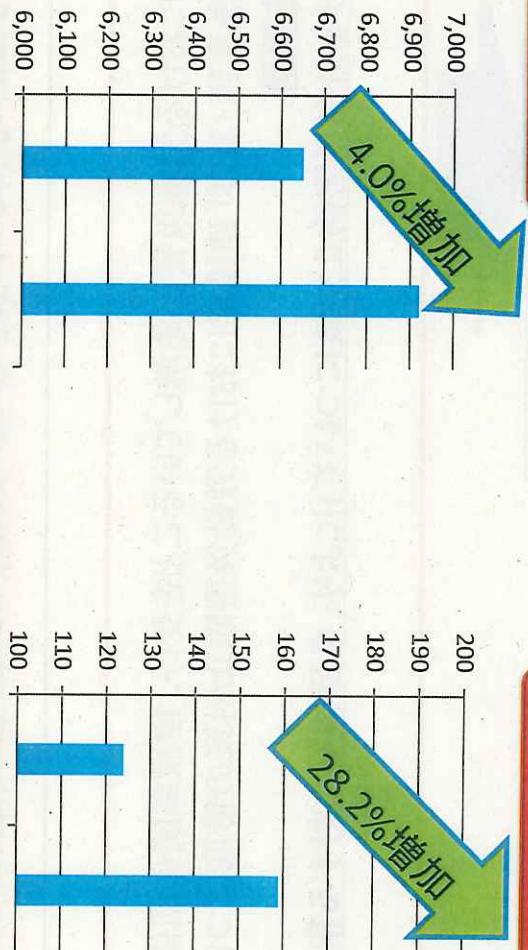
更に、平成26年4月から、発注者、施工者及び安全衛生行政関係者の連携強化を目的とした「建設工事関係者連絡会議」が設置されるなど、その労働災害防止に対する取組は一層の促進が図られている。
しかしながら、平成23年からは、建設工事現場における労働災害は3年連続で増加し、特に、平成26年に入つてからは、平成26年1月～6月の建設業における死亡災害が159人となり前年同期比28.2%増と大幅に増加し、4日以上の死傷災害も、6,922人と前年同期比4.0%の増加となっている。

休業4日以上の死傷災害



21年 22年 23年 24年 25年

死亡災害



25年1-6月 26年1-6月

建設業における労働災害防止対策の更なる取組の必要性について

厚生労働省の緊急要請

厚生労働省は、平成26年8月、建設工事現場における労働災害が急増していることを受け、建設業関係団体に対して、「労働災害のない職場づくり」に向けた緊急要請」及び「建設業における労働災害防止対策の徹底について」を発出し、労働災害防止に向けた取組の強化を要請。併せて、国土交通省に対しても、「建設業における労働災害防止対策について」により、各団体等に対する指導等への協力等を要請。

重要性を増す建設工事現場における労働災害防止対策の取組

今後、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会や東日本大震災の復旧工事の本格化などを背景にして、建設工事の件数が増加することに伴い、建設業における更なる労働災害の発生が懸念。建設工事現場における労働災害が増加傾向にあることは、極めて憂慮すべき問題であり、建設工事現場における労働災害防止に対する取組は、これまで以上に重要性が増加。

労働災害防止に対する元下間の意識の向上と共有の必要性

建設工事現場において、労働災害防止対策を実施している元請負人と下請負人が、それぞれの役割に対する意識を今まで以上に向上させながら、労働災害防止に対する意識を共有するための更なる取組が必要。

建設業法令遵守ガイドラインの改訂について

国土交通省が、平成19年6月に、建設企業が遵守すべき元請企業と下請企業の取引上のルールとして定めた「建設業法令遵守ガイドライン－元請負人と下請負人の関係に係る留意点－」を改訂し、建設工事の下請契約において労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確にすることにより、見積・契約段階における元請下請間の労働災害防止に対する意識の向上と共有を図る。

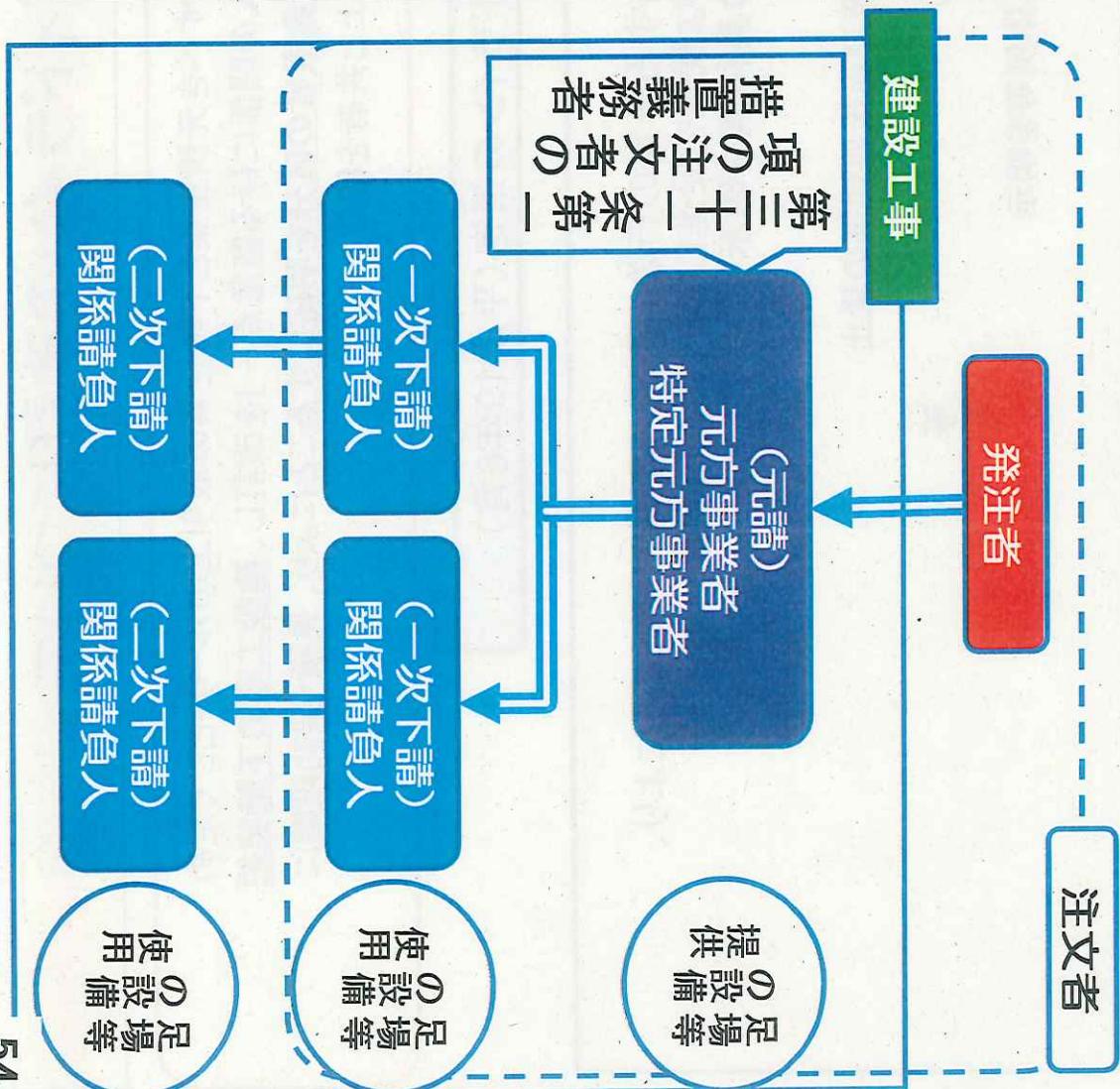
建設業法令遵守ガイドラインの策定(平成19年6月)

- 法律の不知による法令違反行為の防止
 - ・元請下請関係について法令違反行為に該当する一定の行為(事例)を明確にすることにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、健全な競争を促進していくことを目的
- 元請下請間の取引慣行上の法令違反行為の具体例を明示
 - ・書面による請負契約締結の実行
 - ・「不當に低い請負代金の禁止」の定義の明確化
 - ・元請が取引上の地位を不当に利用した指値発注及び赤伝処理等の禁止
 - ・適切な工期の設定(平成20年9月追加)
 - ・社会保険・労働保険への加入(平成24年7月改訂)
- 元請下請間の取引に係るベスト・プラクティス
 - ・元請下請間の望ましい取引方法について、その具体例等を明示
- 関係機関への周知
 - ・地方整備局、地方公共団体等
 - ・建設業団体、商工会議所、商工会 等
 - 建設工事に直接携わる者への周知
 - ・元請負人の現場代理人、監理技術者、工事現場所長等
 - ・専門工事業者(下請負人) 等

建設工事現場の労働災害防止対策の実施者について①

労働安全衛生法上の建設工事現場における労働災害防止対策の実施者は次のとおり。

事業者	事業を行う者で、労働者を使用するもの(第2条第3号)
元方事業者	事業者で、一の場所において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているもののうち、最も先次の請負契約における注文者(第15条第1項)
特定元方事業者	元方事業者のうち建設業などに属する事業を行なう者(第15条第1項)
注文者	建設工事では、右図の注文者がある ※第31条第1項の注文者の措置義務者建設業などに属する事業の仕事を自ら行う注文者であつて、建設物、設備又は原材料を、当該仕事を行なう場所においてその請負人の労働者に使用させる者



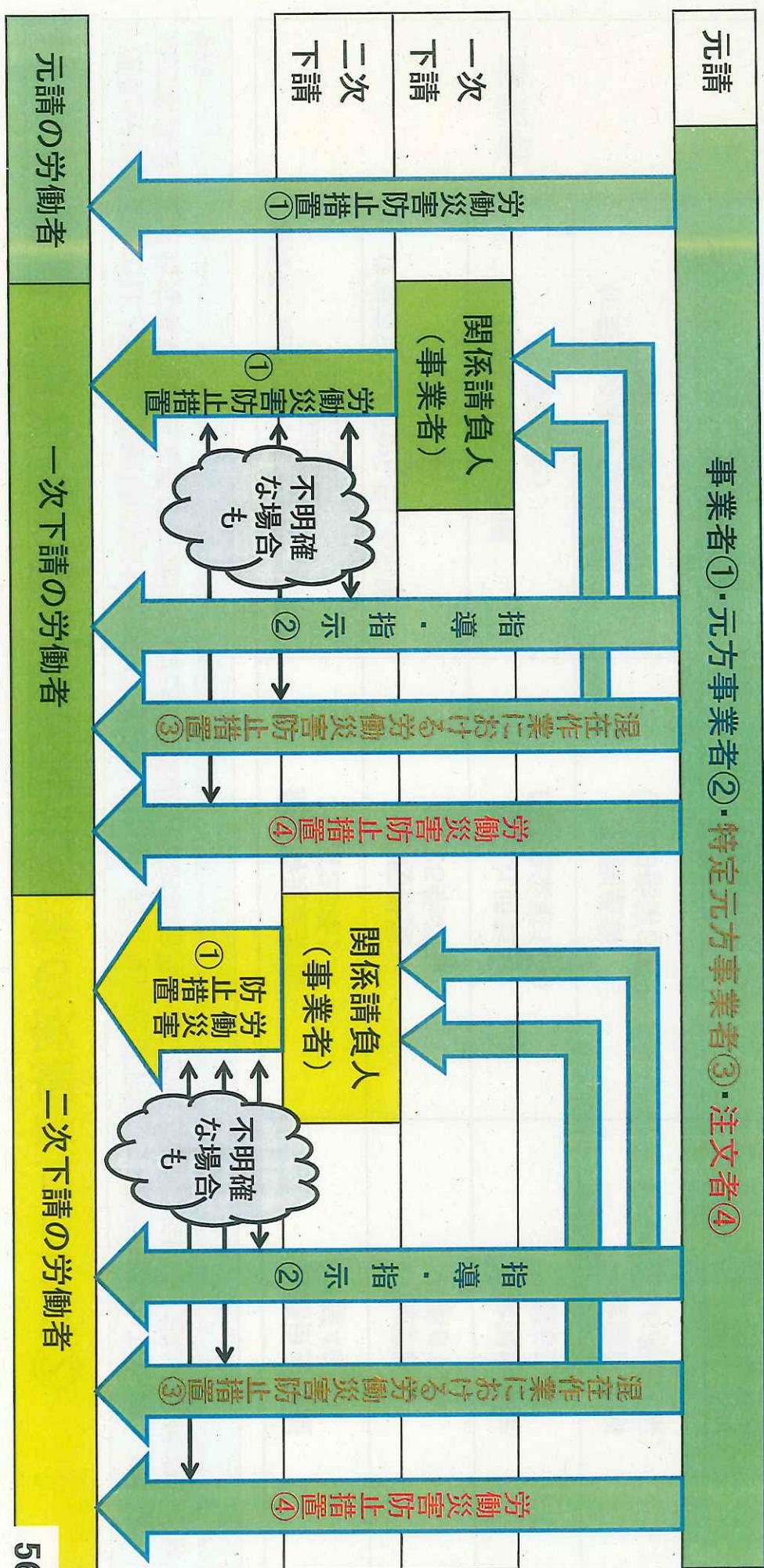
建設工事現場の労働災害防止対策の実施者について②

労働安全衛生法では、建設工事現場における労働災害防止のため、元請負人及び下請負人のそれぞれに対し、事業者・元方事業者・特定元方事業者・注文者の立場に応じた労働災害防止対策を講ずることを義務づけている(主な規定は次のとおり)。

事業者	機械等、爆発物等、エネルギーによる危険防止措置 (第20条)	危険時退避措置 (第25条)	定期自主検査 (第45条)
	作業方法、場所から生じる危険 防止措置 (第21条)	救護措置 (第25条の2)	就業制限 (第61条)
	健康障害防止措置 (第22条)	雇入れ時教育 (第59条第1項)	作業環境測定 (第65条)
	作業場の衛生環境整備 (第23条)	特別教育 (第59条第3項)	一般健康診断 (第66条第1項)
	作業行動から生じる危険防止措置 (第24条)	職長等教育 (第60条)	特殊健康診断 (第66条第2項)
	関係請負人、労働者に対する指導・ 指示 (第29条)	危険な場所における危険防止措置 (第29条の2)	危険時退避措置 (第30の3条)
特定元方事業者	協議組織の設置・運営、作業間の連絡・調整、関係請負人にに対する教育への指導・援助等の措置 (第30条)		
注文者	建設物等を請負人の労働者に使用 させる場合の労働災害防止の措置 (第31条)	特定作業に従事させる場合の 労働災害防止の措置 (第31条の3)	違法な指示の禁止 (第31条の4)

建設工事現場の労働災害防止対策の実施について

建設工事現場では、発注者から直接工事を受注した元請負人は、4つの立場(事業者・元方事業者・特定元方事業者・注文者)に応じた労働災害防止対策を求められており、関係請負人が事業者として求められる労働災害防止対策との関係が不明確になりやすく、適切な労働災害防止対策が実施されなくなるおそれがあるとともに、負担する経費に関して、後日、紛争に発展する場合がある。



元下間ににおいて不明確になりやすい労働災害防止対策の例

元請負人が、特定元方事業者として統括的な安全衛生管理の必要から実施する措置あるいは注文者として実施する措置と、下請負人が事業者として実施しなければならない措置が混同したり、不明確になるケースがある。

資機材関係	教育関係
建設機械関係機材 (クレーン、立入禁止措置材、敷鉄板、玉掛け用具等)	現場での講習会等 (新規入場者教育、建設従事者教育等)
墜落・飛来落下防止関係機材 (足場、安全ネット、親綱、親綱支柱等)	元方事業者が主催する安全大会への参加
注文者 ⇔ 下請事業者	特定元方事業者 ⇔ 下請事業者
装備・資格関係	会合関係
個人用保護具 (保護帽、安全帯、防じんマスク、保護めがね等)	災害防止協議会への参加
技能講習等の資格取得者の配置	職長会の設置・運営
元方事業者 ⇔ 下請事業者	特定元方事業者 ⇔ 下請事業者

「元方事業者による建設現場安全管理指針」について

「元方事業者による建設現場安全管理指針」(平成7年4月21日労働省基発第267号の2)(以下「元安全管理指針」という。)では、建設現場等において元方事業者並びに関係請負人が実施することが望ましい安全管理手法として、「請負金額における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化等」を示している。

3 請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化等
元方事業者は、請負人に示す見積条件に労働災害防止に関する事項を明示する等により、労働災害の防止に係る措置の範囲を明確にするとともに、請負契約において労働災害防止対策の実施者及びそれによる要する経費の負担者を明確にすること。
また、元方事業者は、労働災害の防止に要する経費のうち請負人が負担する経費(施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、労働災害防止対策を講ずるためのみに要する経費)については、請負契約書に添付する請負代金内訳書等に当該経費を明示すること。

さらに、元方事業者は、関係請負人に対しても、これについて指導すること。

なお、請負契約書、請負代金内訳書等において実施者及び経費の負担者を明示する労働災害防止対策

- (1) 請負契約において実施者及び経費の負担者を明示する労働災害防止対策
 - [1] 労働者の墜落防止のための防網の設置
 - [2] 物体の飛来・落下による災害を防止するための防網の設置
 - [3] 安全帯の取付け設備の設置
 - [4] 車両系建設機械を用いて作業を行う場合の接触防止のための誘導員配置
 - [5] 関係請負人の店舗に配置された安全衛生推進者等が実施する作業場所の巡視等
 - [6] 元方事業者が主催する安全大会等への参加
 - [7] 安全のための講習会等への参加
- (2) 請負代金内訳書に明示する経費
 - [1] 関係請負人に、上記[4]の誘導員を配置させる場合の費用
 - [2] 関係請負人の店舗に配置された安全衛生推進者等が作業場所の巡視等の現場管理を実施するための費用
 - [3] 元方事業者が主催する安全大会等に関係請負人が労働者を参加させるための費用
 - [4] 元方事業者が開催する関係請負人の労働者等の安全のための講習会等に関係請負人が労働者を参加させる場合の講習会参加費等の費用
- 14 関係請負人が実施する事項
 - (1) 請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担の明確化
 - (2) 請負契約において労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者を明確にすること。

建設業法令遵守ガイドラインの改訂内容【概要】

1. 見積条件の提示

元請負人が、見積条件の提示の際、最低限明示すべき事項である「①工事内容」のうち、元請下請間の費用負担区分の例示に「労働災害防止対策」を追加し、元請負人が最低限明示すべき事項であることを明確化

7. 赤伝処理

あらかじめ見積条件や契約書面に、下請負人の負担であることを明示していないにも関わらず、元請負人が、下請負人と合意することなく、一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の費用を下請代金の支払時に差し引く行為は、「赤伝処理」に該当し、建設業法第19条、第20条第3項等に違反することを明確化

12-3. 労働災害防止対策について【新設】

次の事項について明確化

- ① 下請負人が労働災害防止対策を講ずることに要する経費は、義務的に負担しなければならない費用であり、「通常必要と認められる原価」に含まれるものであること
- ② 元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化すること
- ③ 下請負人は、元請負人により明確化された労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を踏まえ、適正に労働災害防止対策に要する経費を見積ったうえ、見積書に明示すべきこと
- ④ 元請負人は、労働災害防止対策経費が明示された見積書を尊重し、下請負人と対等な契約交渉を行うこと
- ⑤ 元請負人と下請負人は、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化すること
- ⑥ 下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費は、施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示すること
- ⑦ 下請負人の見積書に、適正な労働災害防止対策に要する経費が明示されているにも関わらず、当該経費を一方的に削減したり、当該経費相当額を含めない金額で請負契約を締結し、「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の不當に低い請負代金の禁止に違反があること

労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化の流れ

1. 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければならない。

2. 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積つたうえ、元請負人に提出する見積書に明示すべきである。

3. 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければならない。

4. 契約書面における明確化

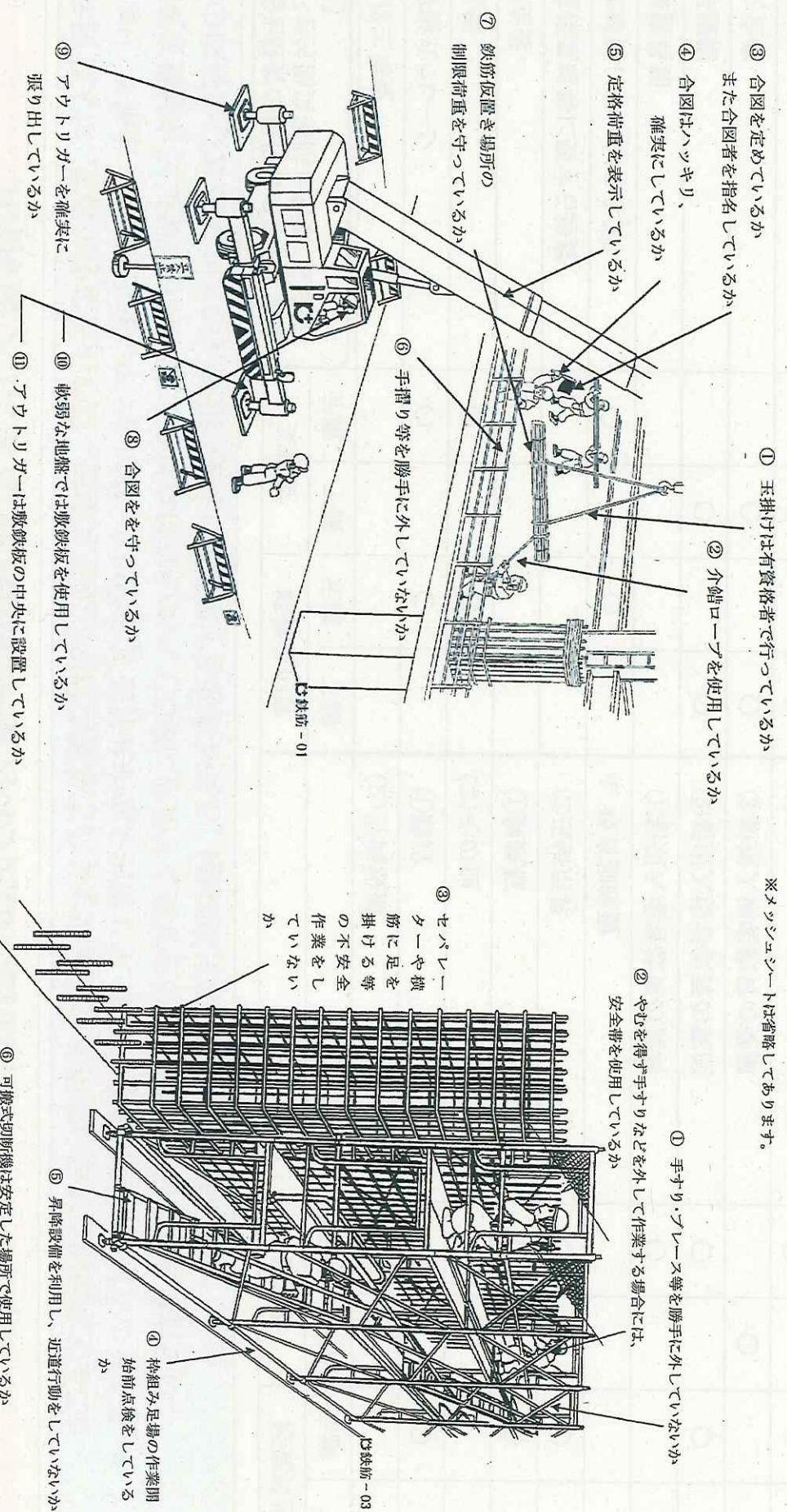
元請負人と下請負人は、契約締結の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費は、施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要である。

5. 請負代金の支払時における適切な対応

請負代金の支払いに際して、あらかじめ見積条件や契約書面に、下請負人の負担であることを明示していないにも関わらず、元請負人が、下請負人と合意することなく、一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の費用を差し引くことがないようにする必要がある。

元請負人による見積条件提示の際の明確化について①

鉄筋組立作業における労働災害防止対策【例示】



元請負人による見積条件提示の際の明確化について②

元請負人は、**見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化**することにより、下請負人が自ら実施しなければならない労働災害防止対策を把握でき、適正に労働災害防止対策に要する経費を見積もることができるようしなければならない。(工事に使用する資材を提供し、機械を貸与する場合には、その内容及び方法についても、見積条件として提示する必要がある。(建設業法第19条第1項第9号))

実施者と経費の負担者の区分を明確化すべき労働災害防止対策(区分表)				実施者と経費の負担者の区分を明確化すべき労働災害防止対策(区分表)			
実施者	経費負担者	実施者	経費負担者	実施者	経費負担者	実施者	経費負担者
元請	下請	元請	下請	元請	下請	元請	下請
1. 直接工事費				(2)昇降設備			
(1)移動式クレーン	○	○	○	①階段	○	○	
(2)足場	○	○	○	(3)その他			
2. 安全費				①敷設板	○	○	
(1)監視連絡等に要する経費				②玉掛け用具	○	○	
①無線機(クレーンの合図)	○	○	○	4. 教育訓練費			
(2)保護具類				①新規入場者教育の資料	○	○	○
①保護帽		○	○	②新規入場者教育の実施	○	○	○
②安全帶		○	○	③新規入場者教育の受講	○	○	○
③安全靴		○	○	④移動式クレーン運転免許取得者の配置	○	○	○
3. 仮設費				⑤玉掛け技能講習修了者の配置	○	○	○
(1)墜落・飛来落下防止措置				⑥安全衛生協議会への参加	○	○	○
①安全ネット	○	○	○	5. 上記以外の疾病・衛生対策			
②手すり等(軸体の端)	○	○	○	①健康診断	○	○	○
③立入禁止措置材	○	○	○	②熱中症対策(水筒等)	○	○	○
④立入禁止措置設置	○	○	○	6. その他			

元請負人による見積条件提示の際の明確化について③

「実施者及び経費の負担者の区分を明確化すべき労働災害防止対策(区分表)【例示】」に関する留意事項

(1) 実施者と経費の負担者の区分を明確化すべき労働災害防止対策は、下請負人が事業者として実施すべき労働災害防止対策のうち、

- ① 下請負人自ら労働災害防止対策を実施し、かつ当該経費を負担する事項
- ② 元請負人が労働災害防止対策を実施するが、下請負人に経費の負担を求める事項
- ③ 元請負人が労働災害防止対策を実施し、下請負人に経費の負担を求めない事項である。

なお、1つの労働災害防止対策でも、元請負人が墜落防止機材等を提供し、下請負人が墜落防止機材等を設置する場合など実施者や経費の負担者が異なる労働災害防止対策がある場合には、それぞれの事項を提示すること。

また、②の場合は、元請負人は、見積条件の提示の際に、下請負人に負担を求める経費を明示する必要がある。

(2) 前項の【例示】は、元下間の実施者やその経費の負担者の区分が不明確になりやすい事項の代表的なケースを例示しているため、工事の内容に応じて、追加・削除・変更等をする必要がある。

※ 明示すべき事項を抽出するにあたっては、「建設工事における安全衛生経費の標準リスト及び積算明細表の解説並びに作成要領検討結果報告書」(平成25年3月、建設業労働災害防止協会)を参照。

(3) 元請負人が、労働災害防止対策に係る実施者及びその経費の負担者の区分の提示をする際は、下請負人から内容について追加・削除・変更等を求められた場合には、対等な立場で交渉を行う必要がある。

労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書の作成とこれを尊重した契約交渉について

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費を適正に見積ったうえ、元請負人に提出する見積書に明示すべきである。

元請負人と下請負人は、労働災害防止対策の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された「労働災害防止対策経費」が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉を行う必要がある。

労働災害防止対策に要する経費の明示に関する留意事項

- (1) 下請負人が明示する労働災害防止対策に要する経費は、下請負人が事業者として実施すべき労働災害防止対策のうち、元請負人が明確化した① 下請負人自ら労働災害防止対策を実施し、かつ当該経費を負担する事項である。
- (2) 契約時における元請負人との交渉において信頼関係が築けるように、下請負人は労働災害防止対策に要する経費を明示する際は、可能な限り、その根拠を明確にすべきである。
- (3) 「② 元請負人が労働災害防止対策を実施するが、下請負人に経費の負担を求める事項」がある場合は、元請負人が明示した経費についても、併せて明示すべきである。

契約交渉に関する留意事項

労働災害防止対策に要する経費は、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものであり、下請負人の見積書に、適正な労働災害防止対策に要する経費が明示されているにも関わらず、当該経費を一方的に削減したり、当該経費相当額を含めない金額で請負契約を締結し、「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の不當に低い請負代金の禁止に違反する恐れがある。

契約書面における明確化について

元請負人と下請負人は、契約の書面化に際して、施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者を記載し明確化する(P12の例示にあるような区分表を作成する場合は、それを添付するなど)とともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費については、施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することにより、労働災害防止対策に要する経費の透明性を確保することが必要である。

内訳書【例示】

実施者 負担者	経費積算									
	元 請	下 請	元 請	下 請	規格等	単 位	単価	数量	金額	摘要
2. 安全費										
(2) 保護具類										
①保護帽	○	○	○	○	○円／個 耐久年数○年	人	○円	○	○円	○円／○日(年間稼働日数×耐久年数)
②安全帯	○	○	○	○	○円／個 耐久年数○年	人	○円	○	○円	○円／○日(年間稼働日数×耐久年数)
③安全靴	○	○	○	○	○円／足 耐久年数○年	人	○円	○	○円	○円／○日(年間稼働日数×耐久年数)
3. 仮設費										
(1) 墜落・飛来落下防止措置										
④立入禁止措置設置	○	○	○	○	直接工事費で計上					作業員労務費に含む
4. 教育訓練費										
③新規入場者教育の受講	○	○	○	○	平均日当○円	人	○円	○人	○円	平均日当○円／8時間 (1時間教育)
⑤玉掛け能講習修了者の配置	○	○	○	○	受講費	人	○円	○人	○円	
⑥安全衛生協議会への参加	○	○	○	○	日当○円、○回	回	○円	○回	○円	日当○円／8時間 (1回1時間)

請負代金の支払時における適切な対応について

地方整備局等に設置されている「駆け込みホットライン」や「建設業取引適正化センター」には、「見積や契約時に提示されていないにもかかわらず、施工中に元請から一方的に提供・貸与を受けたヘルメット等の費用を請負代金の支払い時に差し引かれた」との相談が寄せられている。こうした行為は、いわゆる「赤伝処理」に該当し、建設業法に違反又は違反するおそれがあるため、請負代金の支払いに際して、留意する必要がある。

建設業法第20条第3項に違反

元請負人が、あらかじめ見積条件において、下請負人の負担であることを明示していないにもかかわらず、一方的に提供・貸与したヘルメットなどの労働災害防止対策の費用を下請代金の支払時に差し引く行為は、建設業法第20条第3項に違反する。

建設業法第19条に違反

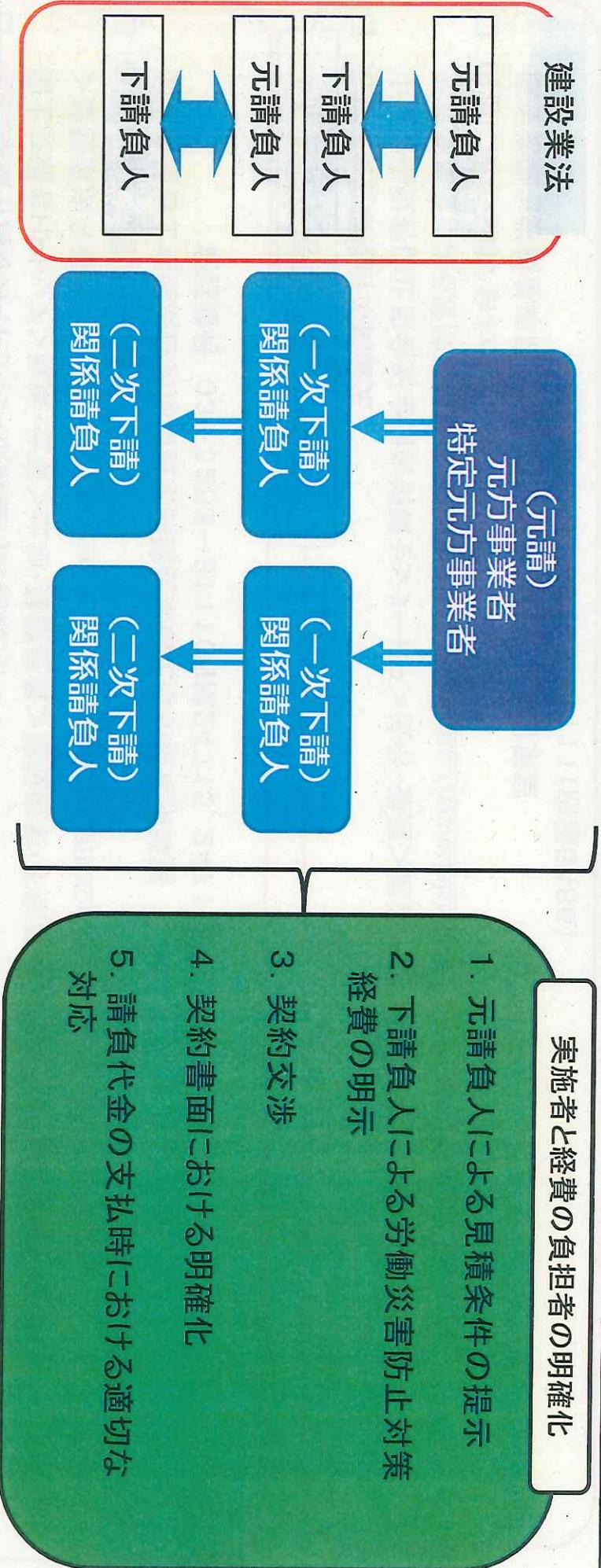
元請負人が、あらかじめ契約書面において、下請負人の負担であることを明示していないにもかかわらず、一方的に提供・貸与したヘルメットなどの労働災害防止対策の費用を下請代金の支払時に差し引く行為は、建設業法第19条に違反する。

建設業法第19条の3に違反するおそれ

元請負人が、労働災害防止対策に要する費用を差し引くなどにより、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

関係請負人における同様の対応

この取組は、労働災害防止対策の実施者と経費の負担者を明確にすることを目的とするため、**一次下請等の関係請負人が更に工事の一部を他の事業者に請け負わせる場合も、同様の対応が必要。**この場合、元方事業者が作成した実施者と負担者の区分表を利用するなどにより、元方事業者が行った明確化の内容が、労働者を使用する事業者となる下請負人に確実に伝えられる必要がある。



建設業法上の「元請負人」とは、建設工事の下請契約における注文者で建設業者であるものをいい、「下請負人」とは、建設工事の下請契約における請負人をいう。(建設業法第2条第5項)
したがって、いわゆる「一次下請」や「二次下請」等の場合であっても、建設工事の下請契約の注文者である場合は、「元請負人」となる。

建設業法令遵守ガイドラインの改訂に関する問い合わせ先について

「建設業法令遵守ガイドライン」について

- 「建設業法令遵守ガイドライン(改訂版)」の掲載先
国土交通省HPトップ>政策・仕事>土地・建設産業>建設産業・不動産業>建設業>建設業法令遵守
>建設業法令遵守ガイドライン(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html)
- 内容に関する問い合わせ先
国土交通省土地建設産業局建設業課建設業適正取引推進指導室
電話番号 03-5253-8111(内線24715, 24718)

「元方安全管理指針」について

- 元方安全管理指針の掲載先
中央労働災害防止協会安全衛生情報センターHP>法令・通達>通達一覧>平成7年>
元方事業者による建設現場安全管理指針について(http://www.jaish.gr.jp/anzen_pgm/HOU_DET1.aspx)
- 内容に関する問い合わせ先
厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室
電話番号 03-5253-1111(内線5486)

安全衛生経費に関する報告書、労働災害防止対策全般について

- 「建設工事における安全衛生経費の標準リスト及び積算明細表の解説並びに作成要領検討結果報告書」の掲載先
建設業労働災害防止協会HP(<http://www.kensaibou.or.jp/data/leaflet.html>)
- 報告書の内容等に関する問い合わせ先
建設業労働災害防止協会技術管理部 電話番号 03-3543-8201(代表)